

# 令和4年第5回上里町議会定例会会議録第2号

令和4年9月5日（火曜日）

## 本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

## 出席議員（14人）

1番	石井慎也君	2番	伊藤覚君
3番	金子義則君	4番	戸矢隆光君
5番	高橋勝利君	6番	飯塚賢治君
7番	猪岡壽君	8番	齊藤崇君
9番	植原育雄君	10番	高橋正行君
11番	新井實君	12番	沓澤幸子君
13番	高橋仁君	14番	黛浩之君

欠席議員 なし

## 説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	島田邦弘君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山下容二君
総合政策課長	坪本和馬君	くらし安全課長	間々田亮君
町民福祉課長	亀田真司君	子育て共生課長	飯塚郁代君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	道路整備課長	宮下忠仁君
まちづくり推進課長	吉田広毅君	産業振興課長	吉村貴文君
教育総務課長	望月誠君	教育指導課長	小久保幹則君
生涯学習課長	金井憲寿君	上下水道課長	根岸利夫君

## 事務局職員出席者

事務局長 神村輝行 係長 飯塚剛

## ◎開 議

午前9時0分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。



## ◎日程第1 一般質問について

○議長（黛 浩之君） 一般質問を続行いたします。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 皆さん、おはようございます。

私の一般質問は、今回につきましては、スポーツに関する質問1つに絞りたいと思います。

上里町が、子育て日本一を目指す町長の考えからして、子どもの教育、文化、スポーツの環境を整備し、明るい上里町にしていかなければならないと思います。そうした観点から、教育長からは前向きな答弁をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

前回6月定例議会に引き続き、なぜこの同じような質問をしたかと申し上げますと、今新聞報道によりますと様々なスポーツ庁の関係の記事が載せられておりますので、いろいろ町民からはそういった観点から問合せとか質問がありましたので、それに基づいて質問をしていきたいというふうに思います。

今回は、今のように申し上げたように、スポーツ庁が公文として発表している文書がありません。それを入手しましたので、再度確認をし、令和5年度以降に迫った休日等の部活動の段階的移行に上里町がどのように対応していくのかをお聞きしたいと思います。

①としまして、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインについてお話ししたいと思います。

この中では、生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、部活動がバランスの取れた心身の成長等を重視し、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すとあります。生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じてスポーツ団体、保護者、民間事業者等の協力の下、スポーツ環境整備を進める、こういうふうになっております。

教育長にお聞きしますが、この考え方からして、ことスポーツに関してはそれぞれの団体が独自の方針の下で今日まで活動してきました。今後どのようにしてこういう団体等の連携をまとめ上げていくのか、教育長にお聞きしたいと思います。

②平成31年1月の中教審答申では、新しい時代の持続可能な学校指導や運営体制構築のため

の学校における働き方改革に関する総合的方策が示されています。中学校における教師の長時間労働勤務の要因である部活動について、地方公共団体や教育委員会が学校や地域住民との意識の共有を図りながら、地域で部活動に関わり得る質の高い活動の機会を確保し、十分な体制の取組を進める。将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである。

教育長にお聞きしますが、こうした中教審の方針が上里町において素直に理解をされ、将来的には地域単位に移行されるのか心配です。教育長は、将来を見据えて、地域との関わり合いをどのように構築していくのかお聞きしたいと思います。

③公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法の附帯決議について、その1条では、この法律は公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与のほかの勤務条件について特例を定めるとしてあります。また、3条では、教育職員にその者の月額額の100分の4に相当する額を基準として、条例で定めるところにより教職調整額を支給しなければならないとあります。そして、3条の2では、教育職員については、時間外勤務手当は支給しないとしています。特別措置法改正では、教員の勤務時間外の労働時間に上限を設けるとあります。

しかし、部活動の実態を見ましたとき、どうでしょうか。この上限が実際に守られていない部分があるのではないかと私は思います。今では、今日絶対守らせるのではなく、努力目標とあります。私は、中途半端なやり方をするなら、学校での部活動をやめれば教員の負担軽減になるのではないかとと思いますが、教育長はこの点についてどのように思っているのか、お聞きしたいと思います。

平成28年から平成29年度の2か年で実施した教員の勤務実態調査では、平成29年4月28日に速報値を公表しました。調査期間の平成28年10月から11月のうちの1週間、対象は小学校400校、中学校400校に勤務する教員です。平成18年と比較して、平日、土日ともにいずれの職種でも勤務時間が増加しています。中学校では、平成18年度が教諭11.00時間、平成28年度には11.32時間になります。土日になりますと、平成18年度が1.33時間、28年度は3.22時間となっています。また、1週間当たりの学内勤務時間は、平成18年度は、中学校が58.06時間、平成28年度で62時間で、約5時間も増加をしています。こうした実態では、教育職員の負担軽減を実現する観点から、スポーツ庁が検討している教員の負担軽減が改善されないのではないかと私は思います。

教育長は、こうした実態調査を見て、部活動のあるべき姿をどのように行っていくのか、総論でよいので答弁を頂きたいと思います。

次に、④令和2年9月の学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてお聞きします。

休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく、地域の活動として地域の人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践的研究を実施すると、こうあります。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないことになります。休日の部活動を望まない教師といいますが、これは非常に問題が残るのではないかと私は思います。なぜなら、学校段階でこういうのは希望を取ると思うんですけれども、教師の質が問われ、勤務評定等に関係ないのか、部活の顧問でありながら、休日は休みだから休みます、保護者、地域指導者との連携はこんな形でできるのか、大きな疑問が残ります。

県やスポーツ庁の具体的方針が近々示されるようですけれども、これも定かではありません。生徒との触れ合いの時間も課題になりますが、教育長はどのような見解をお持ちでしょうか、お聞きしたいと思います。

次に、⑤としまして、私自身が経験した部活動の意義について話したいと思います。

私は長年、上里中学校、北中学校の野球部指導を行ってきました。この間、多くの子どもたちが育ち、甲子園球児も生まれ、活気あふれた部活動指導ができたと思います。何も経験ない人が、新聞を見て当たり前のような質問はできません。自分が経験したからこそ、喜びも悔しさも生徒を理解できるのであります。私の当時の肩書は、学校野球部のコーチでしたが、実際には監督でした。先生は顧問の肩書でベンチに座っていました。自分の立場では、あくまでボランティア活動であり、指導方針など考えてもみなかったです。ただ単に生徒に野球を教えることであり、休日の練習、そして試合、遠征など、何の問題もなく先生との連携ができておりました。正式には学校の依頼でしたが、契約書も交わしたこともなく、口頭で受理をしました。

自分の経験から申し上げますと、一番問題になったのが平日の練習時間でありました。放課後の練習であるため、全体の部活動終了時間があらかじめ決められており、校長、教頭先生から時間を守ってくださいと何度も言われました。時間厳守は今でも同じだと思いますが、今度は地域単位の活動となると、どのように変わるのか。平日の練習は先生、休日の練習は地域の人と入れ替わりになります。当然、温度差が発生します。

ただ、それだけではありません。今でもそうらしいようですが、通知表に部活動がどう反映されるかであります。いわゆる私が理解しているのは、内申点であります。これは幾つかに分かれますが、1として部活動の在籍点、それから2番目として県大会出場の点数、それから3番目として高校からの技術優秀勧誘が挙げられます。現在のクラブチームは、高校へのアプローチとして技術点がプラス、学業成績を全て把握しています。学業成績が思わしくなくても、技術点を重視している学校もあります。当然、外部指導者が認められれば、高校との接触も出てきます。クラブチームの現団員は各地域から加入しているため、常に20人から30人規模をキ

ープしています。保護者の魅力は、技術が良ければ強豪校にも行けるし、中堅高校にも進学できる利点があり、保護者はお金はかかっても加入させている事例もあります。

そこで、教育長にお聞きしますが、こうした関連についても課題としてあります。部活動は人間形成の機会や多様な生徒が活動できる場であるとしていますが、こうした兼ね合いについてどのように捉えているのか教育長にお聞きしまして、第1回目の質問を終わりにします。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員の質問に対して、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） おはようございます。

高橋勝利議員の御質問、運動部活動の地域移行と地域スポーツ振興について順次お答え申し上げます。

まず、①運動部活動の在り方に関する総合的ガイドラインについてにお答え申し上げます。

令和4年6月に出されたスポーツ庁の提言において、これが一番新しい提言かと思ひます、県が推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定するとなっております。今は、まだ県からの具体的な指導等が来ていない段階であり、また、各競技種目によって状況が様々でもありますので、具体的な案を示せる段階にはありません。

今後、各団体をお願いしなければならないことが出てくると思ひますが、まずは、全体像を示し、その後、各団体へのお願いという流れになっていくと考えております。今の段階では、スポーツ少年団、スポーツ協会に対して協力をお願いするかもしれません、その程度しか伝えられておりません。県教育委員会からの情報を待つて対応していきたいと考えております。

続きまして、②新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な改革についてにお答え申し上げます。

平成31年における中教審答申は、①の答弁で述べたスポーツ庁の提言を受けたものであり、この提言以上に教員の働き方改革に踏み込んだものとなっております。平成14年に学校週5日制が導入された際、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて主体的に使える時間を増やし、ゆとりの中で生活体験や自然体験、社会体験、文化、スポーツ活動など様々な活動や経験をする機会を増やすということがうたわれました。働き方改革が叫ばれている今、当時の考えが改めてクローズアップされたと考えております。子どもたちの健全育成は、学校と家庭と地域のこの三者が一体となって担うものであり、そのためにも学校で今行っておりますコミュニティ・スクールをさらに充実させなければならないと考えております。

町長の公約の一つにある子育て支援日本一を目指し、地域と一体となった学校教育を構築していきたいと考えております。

続きまして、③公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議についてにお答え申し上げます。

議員お話しの中の教員には時間外勤務手当を支給しないこととし、その代わりに給料月額額の4%に相当する教職調整額を支給する、いわゆる給特法、これは昭和47年に施行されました。当時に比べ、近年、教師の業務は長時間化、多忙化しており、その実態は極めて深刻なものを受け止められております。何とかこの実態を改善すべく、教員の働き方改革が進められているところです。

中学校運動部の、また、最近文化部も加わりましたが、部活動の土日地域移行もこうした対応の一環だと認識しております。ただ、議員も御承知のことと思いますが、いわゆる中学校のような部活動のない小学校においても、業務の長時間化は深刻な問題です。

近年、教員採用試験の競争率、倍率が低下しており、教育現場としましては優秀な教員確保が大きな課題となっております。教職の仕事がなりたい職業の上位に入るよう、改めて教職の仕事の魅力づくりが必要であると理解しております。

教員の負担軽減につきましては、全方位からの見直しが必要であると考えております。その中の一つとして、部活動の土日地域移行が進められております。スポーツ庁から出されるガイドラインにつきましても、予定より遅れているようでございます。慎重にじっくり検討しているのだと理解し、スポーツ庁からの、また、それを受けての県からのガイドラインを待ちたいと思っております。

続きまして、④学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてでございます。

現時点では、部活動の地域移行が段階的に図られた際、教師が休日に部活動指導を実施するかどうか、また、その際の教師の扱いについては、県からの具体的な指導等が来ていませんので、今の段階では示せる、そういうような段階ではありません。

また、これまでより教師と生徒と触れ合う時間が減少してしまう場合もあるかとは思いますが、教員は学習指導で生徒理解を深めていってもらわなければなりません。教員の意識改革を含め、より一層の研修等を進めていかなければならないと考えております。

続きまして、⑤自身が経験した部活動の意義についてでございます。

平成29年の告示になりますが、これが最新です。この最新の中学校学習指導要領には、総則において部活動は次のように述べられています。

特に、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体

等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとすると思います。

このように、地域と連携した学校経営、教育活動、部活動の実施が目標とするところであり、そこに教員の働き方改革を盛り込み、今スポーツ庁が推進計画を練っているところでございます。

現在、子どもたち一人一人の生活も多様化しております。一つのスポーツを極めたい、いろいろな体験をしてみたい等、多様なニーズに対応できるよう、学校現場ではその基盤を充実させる役割を担う、そういう大切な場所であると理解しております。時代とともに部活動の在り方も変わっているという点に御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 答弁ありがとうございます。幾つか時間の許す限り再質問したいと思うんですけども、今言ったように、やっぱり教科学習とは部活動はちょっと違うというようなことだと思うんですね。人間形成の機会や生徒の活躍できる場として部活動というのは今までやってきたわけでございますけれども、教師によるそれは今まで献身的な勤務で成り立ってきたことが多いのではないかというふうに思います。休日を含めて長時間労働の要因があるということは間違いないと思います。指導経験のない教師にとっては、多大な負担であるとともに、生徒にとって望ましい指導が受けられない、そういう場合があります。

今、教育長のほうで中教審の答申について、国会審議の中では地域単位の取組をすることが指摘をされていると、こういうことなんですけれども、今報道が優先して、いろんなことが毎日新聞報道をされているのが実態ではないかと。だから、上里町もそうですけれども、県のほうから具体的にそういった指導が出てこないと動きが取れないというのは、私も重々分かりません。しかしながら、やっぱり新聞報道って日本全国に新聞が配られて、また、それなりのテレビやそういったところで報道されるわけですから、どうしてもこれを私たちは見てしまうということなんです。

一番の問題は、部活を通じて勉強では得られない先生、生徒同士の心と心が結ばれる、友情が生まれる、こういうことは後の人生に記憶として永久に残るのではないかというふうに思いますけれども、この辺のところについて教育長はどういう考えをお持ちでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答えします。

まず、新聞報道等で部活動の地域移行について報道されているということにつきましては、それをどうするかというのも大切かと思いますが、要は教員の働き方改革、業務の多忙化等、大変なんだということを理解していただければありがたいなと思っております。

また、生徒同士の心と心の友情等につきましては、私も中学校時代、高校自体、大学も体育会の運動部だったということで、まさに高橋議員のおっしゃるとおり、そのとおりだと思っております。

しかし、教員になってみますと、どの先生も部活動で採用された教員は一人もいません。全て、小学校は全部の教科ですが、中学校、高校につきましては、指導する教科で採用になっております。そういう中でどの先生も、もちろん部活動の顧問になれば一生懸命子どもたちに関わり部活指導をしよう、これは当然だと思いますが、先生方は部活動だけでなく、クラス担任をしているときも、教科指導をしているときも、担当している生徒が充実した学校生活を送れるように努力しております。これは、全ての教員が同じ気持ちで業務に当たっているものと思いますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 教育長の言うとおりでと思います。やはり私が言いたいのは、ただ単に学業だけでやるということじゃない、部活動やその他の文化活動、いろいろな様々なことを通じて子どもたちが学んでいくわけです。これが、先ほど私が言ったように、永久に残っていつて、何十歳になっても部活動とか野球だとかサッカーだとかの話が語りぐさで出てきて、あのときはよかったよな、あのときは勝ったときがあるけれども、こうやって負けちゃったよなということがずっとつながっていくわけです。そういうことを大事にしていかなければいけないなというふうに思いますので、その辺のところについては学校指導室のほうでもよろしく願いしたいと思います。

次に、もうちょっとこれは問題なんですけれども、これから平日は先生が指導して、休日は地域の人がやるというようなことになっちゃって、それは休日に先生がやってもいいよという先生と、休日は休みますからしませんよということが出てきますと、希望する人としらない人の評価をどういうふうに判断していくのか。例えば先生の勤務評定、ちょっと古い言い方かもしれませんが、そういうところに影響するのではないかなというふうに思います。どっちかという、希望した人としらない人の差別、差別と言っちゃおかしいんだけども区別をどういうふうにしていくのか。今県のほうから何も出てこないわけですから、あくまで教育長



の今思っていることについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 土曜日、日曜日の勤務日でないときの活動についてですが、今現在いろいろなところで、学校現場だけでなく公的なところ、あるいは民間企業でも人事評価等されているところが多いのかなと思いますが、この人事評価につきましては、勤務時間外に一生懸命仕事しているかどうかというところは、多分評価外の部分かと思います。教員につきましても、勤務日でない土日、土曜日、日曜日に部活動するかどうかということについては、今現在ではそれは評価の対象にはなっていないというところで御理解いただけたらと思います。

また、今後、部活の地域移行が行われたときに、その辺の扱いをどうするのかにつきましても、一切スポーツ庁あるいは文科省のほうからも情報は入ってきていませんので、ここについては何とも言えないということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 全てが、上のほうが、先ほど言ったように報道発表が先行しちゃっている。これは、現場サイドというのは大変なんですよ、こういうこと。あらゆる機会を通じて発表しちゃうと。そうすると、さっき私が言ったように、そういうことを見ちゃう立場からすると、今回の質問みたいなことを言いたくはなるということも理解していただきたいと思います。

これから、そうなる地域の人たちが関わってくるわけですが、この環境整備というのはどういうふうに構築していくのかということが問題になります。中心となる団体の構築というのは急がれるのではないかと思うんですけれども、今の段階、それぞれの団体でいろんなことやっていますけれども、これから受皿、受皿って、例えば教育長が考えていることがあればお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくお願いします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋議員の再質問にお答えします。

中心となる団体の構築を早急にということですが、スポーツ庁におきましても令和5年から3年間をかけて移行するということで、令和5年度、既に完成の状態で5年度中に完成させて移行するんだということではなく、3年間をかけて移行ということですので、まだその形ははっきりと示されておりません。先ほども申しましたように、地域の実情に応じてというような

ことも言われております。スポーツ庁あるいは県の教育局のほうからガイドラインが示され、そして、この上里町に合った方法はどのような方法かということを経年かけてじっくりと構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そうですね、言われているのが、令和7年とかそういうことが言われて、教育長も6月の答弁のときに、そういう7年あたりまでに何かめどをつけていければというふうに答弁をしたと思うんですけども、実際にこれはいろんなことが考えられちゃっているのはやむを得ないかなと思うんですけども、やっぱり保護者にある費用の負担、例えば減免措置とか、そういうことが挙げられていて、今国のスポーツ庁のほうで最初80億円だったか何だとかと言いながら、ころころころころ考えが変わって、つい最近の話だと103億円というふうに値上げしたかどうか知らないんですけども、こういう数字を出してきて、それをいろんなところに充てると。これも全然、ただ大ざっぱに103億円が予算計上しましたよと、これだけなんです。何にどういうふうにやるかというのは全然ない。だけど、これはある程度やっぱりこういうところに、お金が絡んでくるんだから、それだけお金についても力を入れますよと、こういうことで私は理解したんですけども、今教育長が言ったように非常に対応が難しいということはいいんですけども、中で国がリーダーシップ取れとっているんですよ。だから、その中で国・県のそういうところが一緒になってというんじゃないくて、国がリーダーシップ取ってやってくださいよというふうなことを言っているんで、その辺のところはちょっと、例えばいろんなことがありますけれども、教育長はそういう予算のことについては、どの辺ぐらいまで知り得ているんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答えします。

文科省がこの地域移行に対して予算請求するという事は、私も新聞を見て80億円を予算要求するという事は見ました。その程度で詳しいことは分からないんですが、ただ、子どもたちの教育に対して国がたくさん予算つけてくださるという事はありがたいことだなということを思いますが、どのような形でそれが使われるのかにつきましては、一切情報は入っておりません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そういう中で、拠点校、地域における実践的研究の推進というのをさつき教育長も答弁したと思うんですけども、この中、都道府県大会の創設とか開催支援ということをやっているんですよ。実際に今度は地域の人がこういうところに全部かかわっていくとすごい労働力になってくるので、理想はよいというふうに思うんですが、大きな課題もあって、今言っていることが評判倒れにならないような考えなのかなと、ちょっとそういう感じが私としてはするんですよ。国とか県とかそういうことでなくて、あくまで私が今求めているのは、教育長はどういう考えを持っているかということ、別に県と国が何も出さないからということではなくて、素朴な考え方として教育長としてどういうふうに思っているかということを知りたいので、その辺のところについては、再度ちょっと教育長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

負担のほうですが、学校の部活動から地域に移行したときに、果たしてそこまで学校教育の監督下の下でのものになるのかどうかということにつきましてもはっきりした形が見えてませんので、その高橋議員の質問につきましては、やはり私の考え云々でなく、国がどう考え、それを受け県の教育委員会はどう考えということ、部活動の指導についても変わってきますので、私の私見につきましては、ここで述べさせていただくことにつきましては控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 先ほども言ったように、教育長の答弁で3年というのが出ていて、今はもう令和4年の9月ですよ。もう年が明ければ令和5年に入っていっちゃう。そうすると、3年という期間でそういういろんなことが国も県もできるのかといたら、ちょっとそれは無理なんじゃないか。やっぱりあと2年ぐらいは猶予期間というのをやって、慌ててやれば問題ばかりが出てきちゃって解決ができないということになるので、その辺のところは私そういう考えを持っているということは、教育長のほうで知っておいていただきたいというふうに思うんですけども。

そういう立場から、地域の指導者の選出、これについてちょっといろいろ心配になるんです。いつ、どこで、誰が、何をするのか、資金とかそういう問題についても国が支援すると言って

いるんで、具体的にそういうところが出てきたときには、速やかに対応をできるように準備をしていただきたい。いつとは、何時から何時まで、どこでは、練習場の確保、誰が、指導者の選出基準はどのようにして決めるのか、何をするのか、外部指導者としての役割は、技術とかメンタル面、保護者との接触、こういうことが挙げられますので、今のうちからそういうことを頭に入れて、教育のほうの関係なんで教育委員会のほうでもそういうことを考えていると思うんですけども、こういうことを今からやっていかないと、とてもじゃないが令和7年に始めますよなんて突然国が言い出したときに間に合わない、そういうことをだから考えて、今からこういう準備のほうをしていただきたいと思うんですけども。

その中で、もう組織図、組織をどうやっていくかということなので、ヒアリングの中でも指導室のほうに渡しましたけれども、やっぱり今までは独自に各団体が活動してきたんだけど、今度はそういう団体が一つになっていろんなことを考えていかなければならない。それで、私が提案してお渡ししてあるのは、上里町のスポーツ振興会議案ということで渡しました。これは何でこういうふうにしたかといったら、今までみんな各団体で個別にみんな活動、運動をやってきた。だけど、今回は学校の働き方改革から出てきて、外部の指導者が担うという部分が増えてくるわけです。そしたら、今までどおりの考えじゃ、これは済まない。ですから、やっぱり学識経験者、スポーツ協会、学校スポーツ、これは中学校の2校、それからスポーツ少年団、スポーツ推進委員会、こういった組織をつくり上げて、その中で検討をしていくことが大事なんじゃないか。

そうすると非常に、もう年明けちゃうと忙しくなったときに追い込められていってしまうから、今のうちからそういう組織をつくっていくように準備をしていただきたいなということで、この案を出しました。これはあくまで案なんで、それじゃちょっと難し過ぎるよという話であれば、それはそれでいいんですけども、やっぱりある程度そういう先々のことも考えながら進めていくのが大事だと。今教育長のほうが言っていることはよく分かるですよ。報道ばかりが先行しちゃって、何もできない、ジレンマだと思うんですよ。だけど、自分たちができること、やれることを、今からそういうことを準備していったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですよ。

その中で、この間の発表の中ではコーディネーターを配置なんて、また言い出しちゃっているわけですよ。誰がそんなコーディネーターなんてやるんですか。だったら、こういう組織をつくって、その中の5役とかそういうトップの人にやってもらって、その中でコーディネーターの人が中心になってまとめていくよというふうにしないと、コーディネーターってじゃ何者なんだよ、誰がやるんだよということになって、新聞報道なんかよく見ますと、そういうふう書いてあるわけですよ。

だから、その辺のところはちょっと教育長も大変だと思うんですよ。大変だと思うんだけど、今から、これから先に国がぱっと言って、じゃやりますよといったときに、慌てないで取組をできる体制づくりというのは私は必要というふうに思っているんですけども、教育長なんかはどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

高橋議員の御質問から、上里のスポーツ振興に向けて本当に絶大な関心、それから御支援をいただいているんだということが質問の端々に伝わってきて、本当にありがたいなと思っております。

今話題になっているのは、中学校の部活動の土日地域移行の件ですが、私の考えというか、先ほど控えさせていただきたいということですが、これは、中学校の部活動だけの問題でなく社会体育として、あるいは生涯スポーツの振興として国が取り組まなくてはいけない、地域が取り組まなくてはいけない、そういう問題だと思います。スポーツに関わる、一番最初は保育園、幼稚園でまずスポーツの楽しさを体験し、小学校に入ってスポーツ少年団に入り、中学校で運動部、これは運動だけに限りますけれども運動部、そして高校でも運動部、社会人になったらまた地域のスポーツ協会に入って活動して、一生涯それに関わろうというような流れかと思えます。本当に高橋議員の御提案のスポーツ振興会議案につきましても、土日の部活動の地域移行だけでなく、長い目で生涯スポーツの振興という立場から参考にさせていただいたらありがたいなと思っております。

現に、先週の金曜日にはスポーツ少年団とスポーツ協会合同の研修会等を行いまして、その辺のつながりも含めて、上里町のスポーツの振興に向けて考えていきたいと思っておりますので、また御支援のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） そうですね、教育長が言っていることでいいんじゃないかなと思ひますけれども、あくまでこれは我々大人じゃなくて子どもですよ。中学生だってやっぱり子どもは子どもなんで、子どもが主体であるということをも頭に入れなければならない。ただ、我々大人は頭でっかちなので、そっちのほうからどんどんどんどんやっていっちゃうんじゃないかと、やっぱり子どもが主体であるということをも念頭にやっただきたいなというふうに思ひます。これは、やっぱり保護者なんかもそういうところについて物すごくシビアになってく

る可能性がありますので、是非子どもが主体だということを頭に入れてやっていただきたい。学校の先生はみな、指導室も教育長もやってきたわけですから、その辺のところは十分分かっていると思いますので、お願いをしたいと。

私が聞きたいのは、さっき教育長は答弁で週休2日制というのは20年前か何かでやったと思うんですよ。これについては、2日制って何のためにやったのかなということなんですよ。ここがちょっとだんだん話が変わってきちゃって、これ何でこのことについて議論をしてこなかった、どっか行っちゃって何か頓挫しちゃったみたいな形なので、もっとこれは話が出てきてもよかったかなというふうに思うんですけども、教育長はどういうふうに思っているんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答えします。

この学校週5日制、週休2日制につきましては、公立の学校につきましては教職員は地方公務員です。地方公務員法あるいは労基法等にも従いまして、週勤務時間が決められていますよね。その関係で週休2日制が始まったものと理解しております。

ただ、私立の学校については、そのときに右にならえでやってくれなかったという事例もありますので、教育会の中ではこのまたこの週休2日というのいろいろな課題が出たところかと思えます。

そういうところと、子どもたちに関しては、学校週5日制は、先ほども申しましたように、子どもたちの家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、ゆとりの中で生活体験や自然体験、社会体験、文化、スポーツ活動など、様々な活動や経験を増やすために導入されたものでございます。いわゆる当時言われていましたゆとり教育、この中で子どもたちを地域に返そうという考え方で、当時土日の2日間とも部活動を実施することのないようにと学校に指導していたこともありました。現に現在も中学校の部活動につきましては、土曜日、日曜日両方とも活動するということはないはずで、どちらか1日で、1日は完全オフということで引き続き部活動指導は行っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） それで、一番の課題、最大の問題点というのは、地域の人、教員じゃない人が入ってくるわけですよ、実際に。この学習指導要領というのは、何か改訂しなくてもいいんでしょうかね。これはもう活動は教育課外というふうに認識されているとすれば、学校

教育の一環として位置づけられていたんだけど、部外の指導者の役割は、この学習指導要領の中にはなじまないんですよ。ですから、そういうのを改訂する気があるのか。教育長はそれできない、単独にできないんですけども、考え方としてどういうふうな考え方になるんでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答えします。

学習指導要領の改訂は必要なのではないかという御質問ですが、学習指導要領につきましては、およそ10年に一度の割合で改訂されております。平成29年に直近のものは改訂されましたので、次の改訂は令和9年、この辺になるかと思えます。多分そういう意味では、部活動の土日地域移行がある程度定まったところ、落ち着いたところで、次の改訂版が出るのかなと思えます。

そういう中で、スポーツ庁の提言の中でも、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を抜本的に見直すことも検討する必要があるというふうに述べられておりますので、まだ私の段階では、内容が大きく変わりますとか、そういうことは言えませんが、検討はされるんだろうなということは予想しておるところでございます。

部活動の顧問が担っていた業務につきましては部活動の指導者が担うようになり、学校との情報連携は欠かせないものになるかと思えます。

また、地域に移行するに当たって学校の教育活動から全く切り離してしまうのか、学校教育活動の一環として地域にお願いするのかにつきましては、この辺については多分今スポーツ庁も熱い議論を交わしているところだと思います。当初6月にスポーツ庁からの提言、ガイドラインが下りるという予定だったんですが、だいぶ遅れているようですので、遅れているということは、それだけ検討課題もたくさんあるんだなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 時間がなくなってきましたので、最後にちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

自治体ごとに改革の推進計画を策定してくださいと、こういうふうに言っているわけですよ。その中で国が、課題があれば国や都道府県が指導しますと、こういうふうに話をしているわけですよ。この辺はちょっと理解、有識者会議なんかでも議論がされてきたわけですけども、こっちで今教育長は、国や県がまだはっきりしてないからと言っている割には、スポーツ庁に

しても自治体ごとに改革の推進計画を策定してくださいよと、だから先ほど私が言ったのは、そういう意味合いも含めてお話しをしたので、それは3年でできるかということにも当てはまるのではないかというふうに思うんです。

課題というのは、今言ったようにずっとずらずら私が話したのは、いろんな課題が出てくる。それについては、国や都道府県が指導していきますと、こういうふうに言っているんで、それは出たときにやっぱり地方自治体に入ってくるわけですから、聞いて、当初そう言ったでしよう、だから、やれっということじゃなくて、指導して話合いして決めていくというふうに理解をすればいいんですけど、これ何かすれば、指導するなんて言い切っちゃうと、こういうふうに考えているんだからこうにきなさいというふうにとれちゃう。そうじゃなくて、やっぱり地方自治体、格差がありますよね、全国で。絶対でっかい都市と上里町の3万人の町では随分そういうところが違うというふうに思うんですけれども、この辺のところは、そういう策定をきなさいということはこちらのほうにも来ているんですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答えします。

ガイドラインを策定するという事は、最終的には各自治体、市町村で策定することになりますが、報道を聞いていただければお分かりかと思いますが、まずはスポーツ庁がガイドラインを示します。それを受けて各都道府県教育委員会がそれぞれの自治体の集合としてガイドラインをつくります。それを受けて各市町村ですという流れで各市町村でもガイドラインをつくりなさいということになっていますので、今つくれということではなく、あくまでもスポーツ庁からのガイドラインが出て、それを受けて県のほうが検討して埼玉県に合ったガイドライン、実情に合ったガイドラインをつくる、それをまた受けて上里町に合ったガイドラインの策定で動き出すということです。そういう意味で、ガイドラインをつくるんだということですが、今取りかからなくてはならないのかということではなく、その中身が見えてない状態で、ただガイドラインという言葉だけですので、今動き出すことは拙速なことなのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 答弁ありがとうございました。

幾つか私のほうで、教育長も答弁もちょっと難しいなというふうに感じたわけなんですけれ



ども、その辺のところは、私も重々分かっているわけでございますので、上里町のこれからの子どもたちに、未来とそういう活動が保障されていくような、そういう体制づくりというのが必要だと。冒頭に私が申し上げたのは、町長が子育て日本一と、こういうふうに出ている以上は、やはり小学生、中学生も含めた子どもたちが、本当にスポーツ、それから文化活動をやっていてよかった、やりやすい町だなというふうに出て、私が教育長にお願いしたのは、上里町がそういう全国の先駆者になって取り組んでもらいたい。それは、町長がそういう、かねていろんな議員さんが話をしていますけれども、子育て日本一って何なのという話をしていますけれども、こういうことが活気が出てくることによって子どもたちが活気が出てくる、それが町に潤いを持ってくるようになると思うんですよ。

だから、今回文化活動というのはないんですけども、やっぱり文化、スポーツが一体となって町づくりをしていく、そのことが住みやすい町、住み続けたい町につながるのではないかなというふうに思いますので、最後に教育長にその辺のところについて御見解をお聞きして、私の質問を終わりにします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の最後の再質問にお答え申し上げます。

子どもたちの健全育成につきましては、いろんな場面で子どもたちが活躍できる場、これを教育現場だけでなく、町長部局のほうも8月に行ってもらいました意見発表会、小学校6年生の意見発表会、これは町長部局の総務課のほうで中心になってやってくださいました。また、町長におかれましても、まだ2回ほどですが、小学校6年生を対象に夢教室ということでゲストティーチャーとして上里町の夢を語っていただいて、子どもたちが夢を持って上里町で大きく成長したい、そういう気持ちになるように、本当に講演も時間をたっぷり取って指導していただいたり、そういうようないろんな方面から子どもたちが健全に育成、成長して、そして上里で育ってよかったな、そう思えるような町づくりにこれからも努力していきたいと思っております。

議員の皆様方も同じ気持ちだと思いますので、教育活動につきましても御理解、御支援よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 5番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時15分からとします。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。

議長からの通告順に従いまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。今回は大きな項目で質問事項は5題ございます。(1)として、新型コロナウイルス感染症拡大対策強化について、(2)SDGsな町づくりについて、(3)水素を利用した社会インフラ整備について、(4)寺社への支援について、(5)流域治水を着実に進めることについて。

それでは、1番から順次質問させていただきます。

(1)新型コロナウイルス感染症拡大対策強化について。

①BA.5対策宣言新設及び感染抑制への外出自粛要請について。

政府は7月29日、新型コロナウイルスのオミクロン株の派生型BA.5による感染急拡大を抑えるため、都道府県が自主的判断で発信できるBA.5対策強化宣言を新たに設けると発表いたしました。岸田文雄首相は7月29日、従来型の一律の行動制限は考えていない、用意した体制をフル稼働させ、社会経済を動かしていくと述べました。都道府県知事が独自に対策強化宣言を出した場合、国は職員を派遣するなどのサポートを行う仕組みだと言います。

全国の新規感染者数は1日当たり20万人前後を超え、医療の逼迫や高齢者施設での集団感染が各地で起きております。政府はこの状況に対応する積極的な姿勢を示すのは当然であります。問題点も大変多いと思います。

病床使用率が5割を超えた大阪府は、高齢者に不要不急の外出自粛を求める呼びかけを始めました。政府も自治体が強化宣言を出す際の対策例として、高齢者らに感染リスクの高い行動を控えるよう呼びかけることを挙げています。高齢者は重症化しがちだという配慮からであるでしょうが、それなら高齢者が速やかに診察を受けられるようにするのが先決ではないかと私は思いますが、自治体のトップとして山下町長はこの問題をどのように考えているのでしょうか。私としては、高齢者や基礎疾患を持つ人を優先して診察してもらえるように、埼玉県や県の医師会に対して早急に要望していただきたいと考えますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

また、ここに来て軽症の感染者が急増し、発熱外来に軽症者が殺到しています。検査さえ受けられない人が増え、いわゆる検査難民と呼ばれております。

政府は、発熱外来で検査キットを無料配付し、患者に自宅で検査してもらうことにしました。キットは十分な量を確保していると言いますが、現場に届かず、必要な人に行き渡っていない

といいます。上里町でも薬局での配付や希望者への郵送も早急に進めるように、県や医師会に要望していただきたいと思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

新型コロナウイルスの感染再拡大に伴い、医療機関の混雑で検査を受けにくくなっているため、坂戸市では抗原検査キット2,000個を8月2日から無料で配付しています。発熱やのどの痛みなどの症状がある市民が対象で、状況に応じて配付を増やすとのことであります。

上里町でも、今現在1日平均30人から50人前後のコロナ患者が出ており、8月中は夏休みの中でお盆や旅行に出て歩く人たちも相当数いたと思われるので、坂戸市のように町で抗原検査キットを2,000個ぐらい、必要な町民に遅くとも9月中旬あたりから無償配付していただきたいと思いますが、山下町長のお考えをお聞かせください。

一部の病院は、基礎疾患があるために入院している軽症者たちで重症者向けの病床が埋まっています。病状が落ち着いても転院先がなく、新規の受入れが困難になっていると言います。自治体は、回復した患者の受入れ先を確保し、病床を効率よく活用する必要があると思いますが、山下町長はこの問題をどのように考えているのでしょうか。

また、ワクチンも感染者が多い20代から30代の3回目の接種は相変わらず低いままであります。10歳代を含め若い世代のワクチン接種を急ぐことが大切ですが、上里町の現況における10代から30代ぐらいまでの接種率は何%ぐらいなのか。また、今後の10歳から30歳代の接種計画はどのようになっているのか、山下町長にお伺いいたします。

コロナ禍は3年目に入りまして現在第7波の最中で、何度も流行の波を経験してまいりました。そのたびに迅速に検査を受けられる体制や効率的な病床の確保、ワクチン接種の推進などの課題が指摘されてきました。にもかかわらず、なかなか解決されないまま今に至っているのは、一体誰のせいにしたらいいのでしょうか、山下町長の見解をお伺いします。

いずれにせよ、社会経済活動を維持するといっても、感染の爆発的拡大を放置していると社会経済活動自体が成り立たなくなります。上里町でも今後一層、検査、ワクチン、医療、看護、療養等の体制づくりを早急に進めることが最重要な課題であり、山下町長のこれからの新型コロナ感染拡大対策の総合的な医療体制づくりの在り方に対する見解をお聞かせください。

第7波では、自宅療養者は7月27日時点で全国では110万6,000人に上り、1週間で2倍近いペースで増えていました。自宅療養者にとって最も切実なのは、日々の食事の問題とのことであります。自治体の多くは食料の調達が困難な自宅療養者にレトルトの御飯やカップ麺などを無料で配付しています。だが、足元で急増する需要に応えきれないケースが各地で目立ちます。理由は、新規感染者の増加ペースが想定を大きく上回ったことのようにあります。上里町の場合、自宅療養者への日々の食事についてはどうなっているのか、山下町長にお伺いいたします。

(2) SDGsの町づくりについて。

①埼玉県小川町の持続可能でコンパクトな町づくりを参考にして町づくりを考えることについて。

日本は、2050年に温暖化ガスの排出量ゼロにする目標を掲げており、農業分野では化学肥料の使用量低減が課題の一つとなっております。このような社会状況の中で埼玉県中央部にある小川町は、農薬を使わずに野菜を育てる有機農業（有機栽培）が盛んで、有機栽培を学ぶために移り住んだ人も多い。町は、地元農家と連携した有機農業塾や体験合宿ツアー、空き家再生などを企画し、若い移住者や町外在住者の地域活動参画などにつなげております。人口約2万8,000人の小さな町ではありますが、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を体現する自治体として今全国で注目を集めております。

東武東上線小川駅から車で10分ほどの里山に、有機農業専門の農場、霜里農場があります。金子美登さんが1970年代に有機農業生産グループを結成、現在約70人が所属して近隣で有機農業を営み、全国でも有数の有機農業の集積地となっております。メンバーの大半が町外からの移住者であります。グループでは、ニンジンやレタス、ホウレンソウ、ジャガイモなど季節や気候に合った野菜を多品種少量生産を行っております。野菜の植え方から土づくり、自然に循環する肥料の作り方、収穫農法、太陽光発電やバイオマス発電の活用などのノウハウを蓄積しております。有機農法を体系的に学ぶことができる、全国でも珍しい地域ということでもあります。霜里農場には、有機栽培の技術を学ぶ野菜塾、有機野菜への入門講座などの体験メニューが豊富にあり、町外から毎月のように人が訪れております。美登さんの婿養子で現在生産グループの代表を務める金子宗郎さんは、小川の農産物は収穫量こそ少ないが、地域資源を生かした循環型農業だと話しております。

有機農業を学べる地域性と里山に囲まれた豊かな自然などを売りに、小川町駅前にある交流施設むすびめにある移住サポートセンターで移住希望者の相談を受け付けております。コロナ禍でテレワークが普及したこともあり、2021年度移住者数は68人と、16年度（9人）の7倍以上に増えております。同センターの八田さと子氏は、有機農業による自給自足、地産地消を軸にした町づくりが評価されていると話しております。

将来の移住にもつながる関係人口を増やす試みもユニークであります。町は社団法人のOrganic（東京港区）と連携し、小川町SDGsまち×ひとプロジェクトと称した企画、町内外の約200人が中心となってイベントなどを提案、企画しております。若者目線でも魅力を発信する若者未来会議も立ち上がりました。2021年は、歴史ある石蔵を改装したコワーキングスペースでの美術展やイベント、農業体験をセットにした宿泊ツアーなどを実施、すぐに定員が埋まるなど大変好評でありました。Organicの小田氏は、コロナ禍で生活拠点を都心から郊外へ移す流れにうまく乗れたと強調しております。

小川町は、持続可能でコンパクトな町づくりにも取り組んでおります。町が進める都市構想は、少子高齢化で先進技術を生かし、持続可能な町づくりを目指す埼玉県の事業、埼玉版スーパー・シティプロジェクトに採択されております。人口が減少するのは全国自治体の共通課題でもあり、上里町でも地域の資源や歴史、文化を守りながら地域社会を存続させる方法を考え、自然との共生を志向し、人材などのソフト面と施設整備などハード面を有機的に結ぼうとする努力をすれば、小川町のようなSDGsの理念に沿った先駆的事例ができると私は思いますが、山下町長に、そのような町づくりに対する町長としての見解をお伺いいたします。

(3)水素を利用した社会インフラ整備について。

①進む水素の地産地消における水素タウン構想とゼロカーボンシティを掲げ、水素社会の先駆けとなる町づくりについて。

東京オリンピック・パラリンピックの聖火がともされた新国立競技場（東京新宿区）の聖火台には、オリンピック史上初めて水素燃料が使われました。開催都市の先端技術を発信するショーケースの役割がオリンピック・パラリンピックにはありました。

一方、東京電力の福島第一原発の事故で一時全町避難となった福島県浪江町、2017年春に帰還困難区域を除く避難指示が解除されてからは、水素エネルギーを柱にした復興と新産業の創出に挑んでおります。今年からは、町内に整備した世界最大級の水素製造拠点から需要地点に水素を効率的に運ぶ最適運用管理システムを導入しております。水素の地産地消の先駆けとなる取組を迫りました。

水素タウン構想とゼロカーボンシティを掲げ復興へと歩む浪江町、世界最大級の水素製造拠点、福島水素エネルギー研究フィールド（FH2R）が2020年3月から稼働しております。水素は太陽光発電の電力を使用して生成、生産時に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出しないのが特徴であります。年間約200トンの水素が製造できます。1日当たりの製造量を燃料電池に換算しますと、4,500世帯分の消費電力に相当するということでもあります。

今年4月からは、FH2Rで製造された水素の搬送から利用状況を遠隔で一元管理し効率を図る最適運用管理システム、図参点、12ページの実証運用が行われております。国内初の事業で、期間は1年間、環境省が大林組（東京）に委託しているものであります。具体的には、水素を圧縮しまして小型容器に充填、20から30本にまとめた集合容器（カードル）やトレーラーに移し、トラックで燃料電池がある福島いこいの村なみえ（温泉施設）やふれあいセンターなみえ（介護施設）、復興事業現場事務所、また町役場（簡易水素ステーション）の計4か所に運んでおります。

さらに、各施設の電力や熱の需要、水素残量、搬送時の位置情報を人工知能（AI）で解析し、1週間先までの需要というものを自動で予測しております。この情報をFH2Rにフィー

ドバックすることで、無駄のない水素の供給網が構築されております。大林組技術本部の島潔部長は、1年間で配送コストやCO<sub>2</sub>の排出量を3割程度削減できると語っております。

一方、福島県は、水素エネルギーの普及拡大で復興を推し進めようと、福島県水素エネルギー普及拡大事業補助金を創設しました。県民を対象に燃料電池車（FCV）の購入費を、国の助成に上乗せする形で上限として100万円を支給しております。これにより、県内の登録台数は348台（5月時点）に上がり、東北全体で8割のシェアを誇っております。本年5月には、浪江町の棚塩産業団地に移動式水素ステーション、ナミエナジーが開所しました。FH2Rの水素を活用し、1日最大5台のFCVに充電できます。事前予約制であります。運営するふくしま hidro サプライ株式会社の高野課長は、FCVを導入した企業から大変好評と、住民の水素への関心も高まってきていると話しております。

以上のようなわけで、まさにこの国家プロジェクト、福島イノベーション・コースト構想の下にある水素こそが、日本の将来の新産業を生み出すものだと私は確信しております。イノベ構想においてエネルギー分野の取組を推進し、埼玉県上里町の経済、産業の復興を加速する大きな軸となるのが、今後、水素ではないでしょうか。上里町でも上里水素タウン構想の具現化に向け、水素に関する規制緩和や価格低減化について県や国に対して強い要望を出してみてもどうかと思いますが、山下町長の見解をお聞かせください。

地球温暖化対策は喫緊の課題であります。2050年のカーボンニュートラル（温室効果ガス排出量実質ゼロ）の実現へ、上里町も脱炭素化の切り札である水素の普及拡大に注力し、上里水素タウン構想計画を早急につくり、日本でもベスト3や5ぐらいに入って、世界に誇れる新産業のシンボルとして山下町長を後押ししたいと思っておりますが、山下町長のこのことに関するお考えをお聞かせください。

(4) 寺社への支援について。

① ネットが開く新たな可能性について。

インターネット上で寄附を募るクラウドファンディング（CF）で維持管理費を集める寺社が増えております。資金の確保に加え、支援者の輪を広げられる可能性も秘めております。

奈良県斑鳩町の法隆寺では、6月中旬、来年の世界遺産登録30周年に向けて境内の植栽の整備などを行う費用の寄附を募ったところ、開始からわずか半日で目標の2,000万円を突破いたしました。

寺社の多くは、コロナ禍の前から過疎化による檀家や氏子の減少や後継者不足に悩んできました。CFの活用はその打開策になり得るだろう。ある大手CFサイトでは、昨年 of 寺社関連プロジェクトへの支援額が前年の1.5倍に増えたそうでありま す。従来は地元の有力者らに頼ってきた資金を、薄く広く集めることができる時代になったと言えるでしょう。寺社は支援を

求めるに当たり、その必要性や浄財の使途を丁寧に説明し、透明性を高めるべきであります。

地元には石神社という古い神社があります。鎌倉幕府を滅ぼすため、元弘3年5月中旬、新田義貞が鎌倉攻めをする際、弟の脇屋義助が戦勝祈願したり、天正10年6月中旬、小田原北条氏の5代北条氏直が神流川合戦の前に戦勝祈願したという伝説がある、由緒ある古社と言われております。この神社に明治5年ないしは6年に造られたという大きな、地味ではありますが山車がありますが、特にその彫刻には大変目を見張るものがあります。

私が石神社神社委員長のとき、社殿、奥の院などが雨漏りしたとき、山車の倉庫もごみ捨て場みたいになっていて、建屋も南に傾いていて、大きな地震が来れば山車ごと壊れてしまいそうだったので、寄附を募って全部修繕いたしました。平成20年のことでしたが、今思うと当時の神社委員さんは本当に一致団結して協力していただき、本当に感謝しているところであります。

ただ一つ私ができなかったことがあり心残りになっているのは、傷んでいた山車の修理でした。山車を修理するまでの寄附金を集めることはできませんでした。お寺なら檀家がありますが、神社には昔は氏子さんという人たちがいたそうですが、今はいるようないないような感じなので、大きな寄附を地元の町民に求めることはできません。山車もこの辺で傷んでいるところは全部修理し、倉庫も建て直して、山車を引き出しができるようにしたり、最終的には町の文化財指定にさせていただき、神保原地区の観光の目玉にさせていただきたいと思っておりますので、この際クラウドファンディングを使って山車の修理、倉庫の建て替えのために、神社委員会に対して町が参考となるクラウドファンディングの事例を紹介していただき、生き残りを図る石神社の自助努力を後押ししていただきたいと思うところでありますが、山下町長のお考えをお聞かせください。地域社会の核としての機能や貴重な文化財を持った神社であり、クラウドファンディングのノウハウが乏しいところは少なくないと思います。

(5) 流域治水を着実に進めることについて。

① 河川の流域全体で流域治水を着実に進めることについて。

日本各地で豪雨の被害が相次いでおります。地球温暖化に伴って大雨の頻度や量は増大すると見られ、ダムや堤防の整備といった対策では水害を防げなくなってきております。河川の流域全体で水害を防ぐ流域治水を着実に進めるべきだと思えます。

2021年度に関連法案が改正されまして、120を越す河川で計画が公表されました。熊本県南部を流れる球磨川もその一つであります。20年の水害で凍結されていたダム計画が再開しました。だが、ダムだけでは水害を防げないため、ほかの対策も組み合わせた流域治水に取り組んでおります。

流域治水は、人為的に水をあふれさせて被害を減らす手法であります。代表的な対策としま

して、堤防に切れ目を設ける霞堤や遊水池があります。あふれた水を田畑や池に導いて河川の水量を減らしまして、下流の堤防決壊を防ぐことができます。

19年に甚大な被害を出した台風19号では、東京都や神奈川県を流れる鶴見川は被害を免れました。早くから警戒水位に達していましたが、大小4,000か所を越す遊水池が大量の水を効果的にためたからであります。

上里町でも高崎線をまたいで南北を御陣場川が流れておりますが、台風や集中豪雨が起るたびに、御陣場川の川幅が狭く浅いので、特に西原地区や神保原地区の東町をはじめ1、2、3、4、5丁目が毎度洪水の危険性にさらされております。かろうじて堤調節池がありますので今のところ何とか免れてはいますが、今後、神保原駅北の再開発が行われる予定になっておりますが、そういうことを考えますと、現在の堤調節池の西の広大な土地が県道三町・天神線まで田畑で残っていますので、これらの土地を買い上げて堤調節池をより広げていただいて少しでも水害の危険性を防いでいただきたく、埼玉県と国に対してなるべく早くこの要望を伝え、話し合いをお願いしたいと考えておりますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、改めましておはようございます。

新井實議員の質問に順次お答え申し上げます。

まず初めに、1、新型コロナウイルス拡大対策強化についての①B A. 5対策宣言新設及び感染症抑制への外出自粛要請についての質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスのオミクロン株B A. 5系統を中心とする感染が拡大しており、埼玉県はB A. 5対策強化宣言に基づき、県全域に協力要請をいたしました。

高齢者の診察を優先的に行うことについての県や医師会への要望についてですが、医療提供体制の確保は都道府県が行うこととなっており、現状を把握している県において判断するものとされております。

既に県は、B A. 5対策強化宣言において重症化リスクの低い方は県の抗原定性検査キット送付事業や自己検査後のオンラインによる確定診断などを積極的に活用することを進めています。これは、医療への負荷の減少や重症化しやすい高齢者の受診などを配慮してのことと推察いたします。

また、陽性者の急激な増加により医療機関が逼迫するおそれがあるため、県では7月20日から郵送による抗原定性検査キットの無料配付を行い、その結果判定を行うために、オンライン



による診察窓口や検査確定診断窓口を設置しました。

町においても県の抗原定性検査キット送付事業に参加し、50歳未満で症状があり、基礎疾患がないなど重症化リスクの低い方、または同居家族で陽性者のいる濃厚接触者等の希望者へ、8月9日より土日祝日も配付を行いました。町としましては、県が感染状況から判断した必要な配付期間において今後も協力をしたいと考えております。

病床利用の効率化についてですが、新型コロナウイルス感染症の入院による治療が必要な状態と判断される場合は、県が感染症法に基づき入院に向けた調整を行います。医療の逼迫の状況に応じ段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への対応が可能になるよう、病床数の確保も県と医療機関で調整しているようです。

新型コロナワクチン接種は、現在町では3回目、4回目接種を進めているところであります。12歳以下の10代から30代の接種率は1、2回目が84%、3回目が45%となっております。予約枠は十分に確保されており、保護者が同行しやすい土日にも予約枠を設けています。若い方のワクチン接種率は高齢者に比べると低い状況ですが、予防接種は感染症の蔓延予防の観点から実施するものであり、接種は強制ではなく、最終的にはあくまでも御本人が納得した上で接種することになります。

新型コロナ感染症は、この第7波までの間、ウイルスの変異による症状や重症化の状況、入院の割合、感染力などが変動する状況を踏まえ対応が変化しております。検査、医療、看護、療養等の体制づくりや感染症対策に係る措置については、医療法や感染症法において主に都道府県が推進することとなっています。

新型コロナウイルスは医学的に解明できた部分もあり、感染爆発に備えた体制を整備したとしても、刻一刻変わる状況の中で次々と問題が沸き起こりますが、多くの関係者は真摯に取り組み、一人一人が感染対策に取り組んでおります。

町としましては、国の方針に基づき、ワクチン接種を希望する方に接種いただけるよう様々な工夫を行ってきましたが、今後も円滑にワクチン接種ができる体制を進めていきたいと考えています。

また、感染症予防対策としてホームページや広報、防災行政無線による基本的対策の周知徹底を今後も継続していきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染者の自宅療養者への食事については、県で食料支援を行っていますが、感染者の急激な増加に伴う食料支援の遅延の対応として、町としては命を守るといった観点で遅延が生じないように、防災物資を活用したアルファ米の配付を行っています。なお、新型コロナウイルス感染者には町の食料支援について周知されているものと認識しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、常にウイルスが変異しており、今後もどのよう

に変異していくかは想像すらできませんが、法的な枠組みの中でそれぞれの役割を確実にやっていくことが重要であると考えています。

先ほど申し上げたように感染した後の対応は基本的に都道府県が実施することになっております。そうしますと町として行うべきことは、感染予防を呼びかけていくことなのではないかと考え、一貫して住民の皆様基本的な感染対策を周知していることに御理解いただければと思います。

次に、2、SDGsな町づくりについての①埼玉県小川町の持続可能でコンパクトな町づくりを参考にして町づくりを考えることについてお答え申し上げます。

小川町は、豊かな自然環境、ユネスコ無形文化財遺産に登録された和紙技術、国内外から注目されている有機農業など、地域資源を生かした小川町SDGsまち×ひとプロジェクトを開始し、持続可能な町づくりを各分野で実践しております。特に有機農業、体験宿泊、移住サポートなどから、地域の特性を生かし先進的な町づくりを推進し、人口増加策を見出しております。

上里町でも近年の円安、肥料高騰など様々な課題に直面しながら、みどりの食料システム戦略などの施策を踏まえ、有機農業をはじめ積極的に各種取組を実践している農家、団体がございます。上里町といたしましては、SDGsの理念に基づき畜産堆肥への助成事業など、環境に配慮した農業に対する支援を継続してまいります。

さらに、多分野においても、移住促進、空き家対策、コロナ対応社会の構築等に町として取り組んでいかなければなりません。小川町のような先駆的な事例を参考にしつつ、上里町も埼玉版スーパー・シティプロジェクトに手を挙げております。上里町の地域の特性、資源を生かし、SDGsの理念を踏まえ、持続可能な町づくりの実践に努めてまいります。

続きまして、3、水素を利用する社会インフラ整備についての①進む水素の地産地消における水素タウン構想とゼロカーボンシティを掲げ、水素社会の先駆けとなる町づくりについてお答え申し上げます。

水素は、発電や熱エネルギーとして利用する際に二酸化炭素を排出せず、電気を使い、水から取り出すことができます。また、石油や天然ガスなどの化石燃料、メタノールやエタノール、下水汚泥、廃プラスチックなど、様々な資源からつくることができます。さらに、保存、運搬することが可能なため、非常時にもそのエネルギーを有効利用ができる未来のエネルギーとして脱炭素社会の実現に向けて注目されています。

国は、水素の製造から貯蔵、運送、利用に関わる様々な要素を包含する全体を俯瞰したものとして、2014年6月に水素・燃料電池戦略ロードマップを策定しました。その後、最新状況を反映し、改訂を重ね、燃料電池自動車の市販や水素ステーションの整備拡大、さらに様々な取

組を民間、研究機関、官公庁との連携で行っていくことを盛り込み、さらなる水素社会の実現に向け、実証等取組を進めています。

議員お話しのとおり、福島県浪江町においては、福島新エネ社会構想に基づき、再生可能エネルギーを利用し、世界最大級となる1万キロワットの水素製造装置により大規模に水素を製造する実証プロジェクトが進行しています。また、東京オリンピック・パラリンピックでは、聖火台の燃料として初めて水素が使われ、移動車や燃料電池バスにおいても浪江町から運ばれてきた水素が利用され、その実用化が進められているところであります。

町におきましては、令和4年3月に第2次環境基本計画の中間見直しを行い、温室効果ガスの削減に向け、再生可能エネルギーや省エネルギー設備の普及を施策方針として掲げ、より実効的な取組を検討するとともに、町民への環境講座も実施するなど、地球温暖化への対策を推進しています。

令和3年度に役場駐車場内に電気自動車専用充電設備を設置し、今年度は役場庁舎敷地内にリサイクルステーションを設置するなど、ゼロカーボンシティに向け少しずつではありますが取組を進めているところです。

一方で、議員お話しの水素タウン構想を進めるためには、まず、水素を取り出すプラントや太陽光発電など再生可能エネルギー施設等を設置するための広大な土地、各施設を建設、管理、運営するための費用、また、近隣地域への安全対策など、当町において実現できるのか検討が必要であると考えています。

2050年カーボンニュートラルを目指し、他自治体の事例も参考にしながら、水素に関する規制や価格低減について調査研究を行い、水素エネルギーの導入も含め、脱炭素化、地球温暖化防止に加え、経済産業の発展も伴う取組について検討していきたいと考えておりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、4、寺社への支援について、①ネットが開く新たな可能性についてお答え申し上げます。

議員御質問の石神社の山車につきましては、平成29年の文化財保護審議委員会において文化財候補として諮問し、現地調査により現状を把握していただいた上で検討いただき、御意見を頂戴いたしました。台部下半及び屋根部については現状をとどめておりますが、台部上半については改変されており、元の構造を把握することが困難な状況にあることが分かりました。この山車が歴史的価値があり、地元の人たちの熱意が大きければ、文化財として指定し、保存、活用が可能であります。

しかし、その中でも修復費用やその後の維持管理費用等の確保について、中長期的な計画策定が特に必要であるとのことであります。

議員御質問の修復費用を集めるためのクラウドファンディングにつきましては、インターネット上で不特定多数の方の協力により資金を集めるものであり、有効であると考えております。

地域の方々が主体的に山車を保全、継承しようとしている姿に対し敬意を表するものでございます。町としてどのような後押しができるか、前向きに検討していきたいと思っております。

次に、5、流域治水を着実に進めることについてのお尋ねのうち、①河川の流域全体で流域治水を着実に進めることについてでございます。

御質問の流域治水の推進であります。気候変動などの影響による水災害の激甚化などを踏まえて、堤防整備やダムの建設などの対策をより一層加速させるとともに、雨水が河川に流入する地域から河川が氾濫する地域にわたるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行っていくという国を挙げての治水政策が進められております。

御指摘の一級河川御陣場川であります。藤木戸地内を起点といたしまして、帯刀、堤、四ツ谷などの広大な圃場排水などが流入し、西原町より神保原駅北住宅街を横断するように宮本町方面へと流れる、町民生活に密着した主要河川となっております。この河川は、新井議員の御指摘のとおり、かねてより台風やゲリラ豪雨の際には神保原町地域に浸水被害などを発生させ、度重なる改修工事や補修工事が実施されてまいりました。

この御陣場川であります。河川管理者は埼玉県知事となりますので、本庄県土整備事務所に御陣場川整備計画に関し問合せをいたしましたところ、県では平成18年3月よりおおむね30年間にわたる河川維持管理及び工事目標や実施に関する小山川ブロック河川整備計画を策定しており、順次整備を進めているとのことでありました。

この小山川ブロック河川整備計画におきまして御陣場川の整備については、藤木戸地内の起点から東町の柿木橋までの約4.1キロメートル、忍保川合流点のやや上流から利根川合流点までの区間の約2.6キロメートルの河道拡幅等の整備が計画されており、現在は本庄市内の下流側より整備が進められているとのことであります。

新井議員より御提案いただきました堤節整池の拡張ということも流域治水の観点からは有効な対策の一つだと思いますが、町といたしましては、まず、事業実施中の小山川ブロック河川整備計画の早期整備実施を県に対しまして要望を進めていき、それと並行しながら堤節整池拡張に関しまして調整してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） どうも、山下町長には詳細な御説明、大変ありがとうございました。じゃ、何点か時間がちょっとありますので、再質問させていただきます。

(1)の新型コロナ感染拡大対策について、まず再質問させていただきます。

救急搬送の難航の中で一刻を争う患者をどう救うかの問題について、まず質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大と熱中症の多発が重なって救急患者が急増し、搬送先の確保が困難になっているとのことであります。効率的な搬送を実現し、町民の命を守らなければなりません。救急患者が病院に3回以上受入れを断られ、救急車が現場に30分以上とどまったケースを搬送困難事案ということだそうです。全国では、8月14日までの1週間で過去最大の計約6,700件に上がっているということでもあります。コロナ禍前と比べ、何と6倍に増えているそうであります。東京都内では、この夏、病院に運ばれるまでに35時間もかかった患者がいたとのことであります。救急車が足りずに消防車を出動させて患者の初期対応に当たっている地域もあったとのことであります。異常事態と言わざるを得ません。

こうした状況を受けまして、大阪府はコロナ患者が一時待機するベッドをとりあえず16床確保し、酸素給与などの応急処置ができる体制を整えました。救急車はそこに患者を運べば、すぐに次の出動は可能となり、立ち往生を回避できると言います。

千葉市の消防局では、119番通報の内容や患者の容態を即時に文字化するシステムを市内全体に導入したそうです。救急隊はそれまで病院に一々電話で受入れの可否を確認していましたが、患者の情報を市内の病院に一斉連絡ができるようになり、搬送先が調整しやすくなったと言っております。

本庄児玉郡市の広域消防本部では、この緊急事態に対する大阪府のベッドを用意したり、また千葉のこの119番通報に対するシステムを導入した、こういうようなことについて今現在広域消防ではどんな方法で緊急出動体制に対応し、また、今後どのような方法でこういう救急車が立ち往生するようなことがなくなるのか、その辺について広域消防本部等々の見解について、町長が知っているだけの内容で結構ですから、とりあえず御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の再質問、救急医療、それから医療体制ということについて再質問にお答え申し上げます。

私も町長になってから埼玉県北部医療圏、この脆弱性について県のほうに町長になったときから働きかけまして、以前にも九州のEMS、そういったところで埼玉県内に医療施設という御提案ありました。そういったところを引き続き私とすれば、羽生か加須でしたかね、実態を今後も今調べてみたいなと思っているところでございます。やはり人間の命に関わるところは、やはり行政として一番大事な案件でございますので、そういったところをしっかりとやっ

ていきたいと思っております。

そのようなことを踏まえて、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための計画を医療計画と言っています。この医療計画は都道府県が定めるものとなっています。医療計画においては、医療の確保の目標、医療の確保に関わる医療連携体制や救急医療等確保事業に関する事項などについて定めています。このほか、医療圏ごとの病床数の決定等に関わる事項のほか、がんなどの生活習慣病や救急医療、災害、へき地、周産期、小児及び在宅医療に関する施策が盛り込まれております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新たに新型コロナウイルス感染症対策を追加する等、見直しも行われております。

なお、地域ごとに異なる条件や実情を踏まえ、限られた医療資源を効率的に活用できるよう、医療提供体制の将来像を明らかにするため、医療計画の一部として地域医療構想も策定されています。このような医療法上、医療施設の推進は都道府県が主体となっておりますことを御理解いただきたいと思っております。

また、救急車を上里分署以外の児玉郡市内の救急車を運用して円滑に救急搬送をしている状況ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員。

〔11番 新井 實君発言〕

○11番（新井 實君） どうもありがとうございました

じゃ、もう一つ、時間がもうぎりぎりです。

2番のSDGsの町づくりということで、埼玉県の小川町についてある程度詳しく一般質問させていただきまして、町長からも有意義な答弁いただきました。

そういう中で、今後における小川町のSDGsな町づくりの中で、有機農業の先進地として就農希望者や農業に関心を持つ人を多く受け入れる体制づくりが大切だと思いますけれども、この辺についてこの町として町長はどんな考え方を持っているのでしょうか、御答弁よろしくお願いします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の再質問にお答え申し上げます。上里町の有機農業ということで御質問かと思っております。

上里町にも有機農業を実際取り組んでいる方もいますし、実際に私の知っている方でも小川町まで行って、上里在住の方で事業に小川町の、私の言うのはパン屋さんなんですが、有機農業を取り入れている事業者もいます。そのことを踏まえて、有機農業取組農家数が約14経営体、

栽培品目は、水稻、麦、豆類、野菜になります。栽培面積が約17ヘクタールで、町全体の耕地面積で約1,070ヘクタールのうち1.5%になります。また、埼玉県内での実施面積は3番目の規模、小川町、本庄市、上里町の3番目ということになっております。

団体助成関係では、上里町環境保全型農業支援対策補助金として、令和3年度が189万5,400円、具体的には上里一元出荷協議会、JAS部会というのがあります、そこへ166万2,000円。

昔がえりの会で循環型栽培の会で23万3,000円の支出となっております。歳入としては、県費であるエコ農業直接支援事業費補助金142万1,550円を充当しております。上里町環境にやさしい農業推進協議会補助金として46万円を補助しています。そういった状況で、会から具体的には緑肥、作物、それから畜産堆肥利用、生分解性マルチなど5つの助成項目を実施している経営体に対して129件、64万2,690円の助成をしております。

こういった状況で、有機農業についても県内3位ということでございますが、今後こういったことをしっかり推進していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 11番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時30分からとします。

午前11時20分休憩

---

午前11時29分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、伊藤覚でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回は、私の初めての議会質問となりますので、お聞きづらい点、分かりづらい点等も多々あるかとは思いますが、お許しいただければと思います。

なお、今回の私の質問は、選挙前に掲げた公約の中から質問をさせていただきますが、大きく2つでございます。1、上里町消防団車両及び装備品について、2、埋蔵文化財の保護、保存の推進について、以上2項目でございますが、通告順に従い御質問いたしますので、町長、教育長におかれましては御答弁のほどよろしくお願いいたします。

初めに、1、上里町消防団車両及び装備品についての①消防団車両の今後の更新予定についてでございます。

近年、東日本大震災をはじめ、台風や集中豪雨などによる大規模な災害など、これまでに想定にないような大災害が頻発しており、地域防災力の充実、強化の重要性が高まっております。

消防団におきましてもさらなる充実強化が求められており、車両や資機材等の導入、それに伴う訓練も至るところで行われております。

本年7月30日に行われました上里町防災フェスティバルの消防団訓練におきましては、第1分団による倒木除去訓練から始まり、第2分団の自動車除去、第3分団の瓦礫除去、第4分団の放水訓練が行われ、町長も御覧になられたと思います。

全ての分団において日頃の訓練の成果が十二分に発揮されておりましたが、特に第4分団車両からの2線同時放水を実際に目の当たりにしますと、現場到着から放水までのスピードの早さには驚かされるものがありました。実際の火事現場での初期消火を想定した訓練でありましたので、水槽つきタンク車両の必要性について改めて認識させられた訓練であったと思います。

その後、車両展示コーナーには第1分団から第4分団の車両が展示されておりましたので、拝見させていただいたところ、特別点検時同様に汚れなく整備されている車両に、消防団員の皆様の日頃からの防災意識の高さを改めて感じたところでございます。

しかしながら、第3分団のCD-I型ポンプ車両と第4分団の水槽つきI-A型タンク車両を拝見いたしますと、購入からは相当の年月がたっているように見受けられました。私の記憶ですと、たしか同時期の購入だったことは記憶しておりますが、購入時期についてはいつ頃だったのでしょうか。お伺いいたします。

消防団員の皆様が毎月2回の通常整備を行っていたとしても、経年劣化や老朽化は免れません。また、消防車両の性能や放水を行うために必要な機能、車両装備品に至るまで、その技術や品質は日々進化しております。

今年度の当初予算書には消防車両の購入予算は計上されておりませんでしたので、来年度以降の購入になるかとは思いますが、第3分団のCD-I型ポンプ車両、第4分団の水槽つきI-A型タンク車両の導入予定につきまして、町長のお考えをお聞かせ願います。

次に、②消防団装備品のさらなる充実についてでございます。

火災現場では、消防団員による屋内進入は行いませんが、広域消防隊員と同じに消火活動を行います。団員は、火災から身を守るための最後のとりでとして、防火服、ヘルメット、ブーツ、手袋を装着して消火活動を行っております。

私は、消防団員として25年間活動いたしました。現役の団員、OBの団員共々、数々の火災現場に出場し、時には広域消防隊員と並び燃え盛る炎の前で放水も行いました。その経験の中で重要であると感じた装備品がございます。

まずは、防火服ですが、私が30年前に入団した当時、広域消防隊員は既に高規格防火服を着



用しておりましたが、消防団員は昔ながらの銀がっぱでございました。火災現場での銀がっぱは、ごわごわと固くて非常に動きづらかったです。また、銀がっぱと同素材でできた銀の手袋は、伸縮性がなく、ホースを伸ばしたり、巻いたりする作業や、管鎗を持ったり、計器類を操作するなどの作業が非常にしづらく、それに加え、銀の長靴は歩きづらく、全てにおいて非常に消火活動がしづらい体験をいたしました。

しかし、在団中には全ての団員に編み上げのブーツが支給され、ケブラー繊維の手袋も徐々に導入され、防火服も一部、広域消防隊員と同等のアラミド生地を使用した高規格防火服が導入されました。やはりその中でも動きやすい高規格防火服と操作しやすいケブラー繊維の手袋は、火災活動には大変重要な装備品であると思います。

防火服におきましては、いまだ一部ではありますが銀がっぱが使用されておりますので、今後も消火活動のしやすい高規格の防火服を継続導入していただけますようお願いいたします。

また、手袋につきましては、機械器具操作等による摩耗が非常に多い消耗品でございますので、各分団からの要望には早急に対応していただけますよう併せてお願いいたします。

また、冒頭でも取り上げましたが、上里町防災フェスティバルの消防団訓練での第1分団による倒木除去訓練ですが、各分団に支給されておりますチェーンソーにより、迅速で正確な倒木除去訓練が行われました。これも日頃からの整備、訓練のたまものであると思われまます。実際に災害が発生したときには、このような資機材が常備されていることが重要であると思われまます。各分団が消防車両以外にどのような資機材を常備しているのか、お伺いいたします。

なお、今後の資機材の導入に当たっては、消防団本部並びに各分団の要望を幅広く聞き入れ、各分団に対し同時期に同数を導入して、有事の際には各分団が同等に使用できるよう、また、団員が住民の安全だけでなく、自身の安全も確保できるよう差異のない対応をしていただけますよう要望いたします。

以上につきまして、町長のお考えをお聞かせ願います。

続きまして、2、埋蔵文化財の保護、保存の推進についての①郷土資料館における今後の職員体制についてでございます。

現在、教育委員会、生涯学習課の郷土資料館文化財係には2名の職員が在籍しており、そのうち1名が再任用職員であると伺っております。この職員におかれましては、来年3月で再任用期間が満了し、退職予定であるとも伺っております。

さて、今年の7月の広報にて、一般事務職員として学芸員1名を募集されているのを拝見いたしました。来年度退職予定の職員との交代で募集され、現在募集は締め切られていると思われまますが、今回募集人員に対して何名の応募があったのかお伺いいたします。

また、受験資格には、平成5年4月2日以降に生まれた方で学芸員の資格を有する方、令和

5年3月までに取得見込みの方を含むとの表記だけでしたが、発掘実務経験が2年以上の学芸員の応募はあったのか、併せてお伺いいたします。

来年退職予定の職員は、今までに豊富な知識と経験を生かして数々の発掘を行い、多くの郷土史の研究、執筆など、町の文化財保護、保存に対し多大なる貢献をされてきました。しかし、新しく採用される職員に対し、事務的な引継ぎは書面にてできたとしても、その豊富な知識と経験の継承が直接できないことは町にとって大きな損失であると思われまます。

郷土資料館文化財係の職員は、一般事務職員とは違い、1人減るから1人増やせばよいという係ではありません。もう少し早くから募集、採用をしていただきたかったのが本望ですが、その豊富な経験と知識を今後どのようにしたら継承できるのか、町長、教育長のお考えをお聞かせください。

次に、②町主体により実施する発掘調査についてですが、町主体により実施した発掘調査につきましては、近年ですと、令和2年12月から令和3年3月までサービスエリアと新幹線の間にあります高野谷戸遺跡の発掘が行われております。

当時、私は郷土資料館長として発掘に携わり、幾度となく現場に足を運び、自ら発掘作業も行いましたが、短い工期の中、職員と発掘作業員である会計年度任用職員、皆さんの力で工期内に完了することができました。それもひとえに豊富な経験と知識を持った職員が、発掘作業未経験者にも丁寧に指導し、現場を指揮、統率してくれたおかげであったと考えております。

さて、埼玉県基準によりますと、町が主体となって遺跡の発掘調査を実施する場合には、考古学を専攻した職員は2年、歴史学を専攻した職員は3年以上の実務経験がある職員が必要であるとのこと。まだ今年度は実務経験を有した職員がおりますので、町主体の発掘調査を実施することはできますが、来年度以降採用された職員に発掘経験がないか、年数が満たされていない場合には発掘調査をどのように実施するのか、町長、教育長のお考えをお伺いいたします。

最後に、③国道17号バイパス建設工事に伴う発掘における現在の進捗状況と今後の発掘予定についてですが、現在、国道17号バイパス建設工事に伴い、埼玉県埋蔵文化財発掘事業団による金久保内出遺跡の発掘調査が行われております。朝の情報番組でも取り上げられ、女性タレントの発掘作業体験が放送されたこともありますので、御存じの方も多いのではないのでしょうか。

この遺跡は、2区画に分かれたかなりの広さでの発掘作業が行われておりますが、現在の進捗状況と今後の発掘予定について、お分かりになる範囲で結構ですのでお答えいただければと思います。また、何か貴重なものや珍しいものが発見されたなどの情報等、提供がありましたら併せてお聞かせください。

最後に、国道17号バイパスとその接続道路にも幾つかの遺跡の上を通る計画があると伺っておりますが、現在の試掘の状況や今後の発掘予定について、お分かりになる範囲で結構ですので教育長にお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりとします。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。再開は13時30分からとします。

午前11時46分休憩

---

午後1時30分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番伊藤覚議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤覚議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、上里町消防団車両及び装備品についての①消防団車両の今後の更新予定についてにつきましてお答え申し上げます。

主に七本木地区を担当する第3分団は、CD-I型消防ポンプ自動車を配備しています。このタイプの車両は全国で最も多く配備されており、小さいながらも積載スペースが広く確保できることから、より多くの資機材を積載することができる特徴があります。現行車両の導入は、平成15年11月となっています。

主に神保原地域を担当する第4分団は、水I-A型と言われる水槽つき消防ポンプ自動車を配備しています。この車両は1,500リットルの水槽を積載しており、A2級の水ポンプにより、現場到着時に水利を探すことなく直ちに放水できることから迅速な消火活動が可能となっています。県内でも消防団車両として配備されているのは少数であります。河川敷での火災等、広域消防本部の車両では立ち入れない現場でも消火活動を行うことができる点で優位性があります。現行車両の導入は、同じく平成15年11月となっています。

消防車両に明確な耐用年数は示されていませんが、一般的に常備消防で15年、非常備消防である消防団で20年を目安に更新されています。第3分団及び第4分団の車両は同時期に配備され、令和5年で20年を経過することから、消防団役員で構成される本部役員会議に諮り、調達車両の仕様等について検討を進めております。

両分団の車両については、部品や人件費の高騰で車両価格も前回更新時より高額となる見込みでありますので、財政負担等も考慮しながら令和5年度以降、現行車両と同等の機能を持つ

た車両の更新について検討してまいりますので、御理解、御協力のほどよろしく願いいたします。

次に、②分団装備品充実へのさらなる支援についてにつきましてお答え申し上げます。

平成25年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、平成26年2月、総務省消防庁より消防団の装備の基準が改正されました。以降、改正された新たな基準を基に安全確保のための装備、救助活動資機材等の充実を図っております。

議員のお話にもありましたチェーンソーのほか、大雨時の河川巡視や避難誘導の際に活用できるよう、雨衣及び救命胴衣、排水ポンプを配備しています。また、夜間での円滑な活動を確保するため、LED投光器やヘッドライトに加え、油圧ジャッキを含む救助工具一式等も備えています。

担当する地域によっては、河川に隣接しているか否かといった違いがあり、対応する内容も異なることが想定されますが、火災をはじめとした災害はいつどこで発生するか分かりませんので、分団ごとに装備品の差異が生じないように同時期に同数を導入して配備を進めております。

続きまして、2、埋蔵文化財の保護、保存の推進について、①郷土資料館における今後の職員体制についてと②町主体により実施する発掘調査については、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

まず、令和4年度の職員採用試験の応募状況についてでございますが、埋蔵文化財の保護、保存の推進として、郷土資料館における今後の職員体制の整備を踏まえ、学芸員の資格を有する方を1名募集いたしました。募集状況につきましては、今年9月から11月にかけて採用試験がございますので、公平、公正な採用を行うためにも答弁は控えさせていただきます。御理解のほどよろしく願いいたします。

さて、埋蔵文化財は、上里町を含めた地域の歴史を知るための貴重な資料であるとともに、日本の歴史を解明する上で重要な価値を有する国民共有の財産であると認識しております。こうした貴重な文化財の喪失を防ぐために文化財保護法が定められており、教育委員会において建築・土木工事等を行う場合の埋蔵文化財の取扱いについて、事業主に遺跡の保護のために埋蔵文化財包蔵地地図（遺跡地図）を作成し、周知を図り、必要な指導を行い、協力を求め、遺跡の保護に取り組んでおります。

埋蔵文化財の保護・保存の推進を考えた場合、議員御指摘のとおり、その事業の特殊性から、担当職員のスキルは一朝一夕に仕上がるものではないと認識しております。こうしたことから、町では後継者となるべき職員を採用し、経験豊富な職員と一緒に働ける期間を確保し、円滑な事業の引継ぎを検討、実施してまいりました。

今後は、埼玉県内における埋蔵文化財発掘調査に関わる調査主体者及び調査担当者についての判断基準を参考に、令和4年度の採用結果も踏まえた職員体制について検討してまいりたいと考えております。

なお、教育委員会に関することについては教育長より答弁いたします。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 伊藤覚議員の御質問の2、埋蔵文化財の保護、保存の推進についてお答えを申し上げます。

①郷土資料館における今後の職員体制について及び②町主体により実施する発掘調査については、関連がございますので一括してお答え申し上げます。

埼玉県では、平成21年6月1日に、埼玉県埋蔵文化財発掘調査に係る調査主体者及び調査担当者についての判断基準を定めております。これによりますと、発掘調査の実務経験が、考古学専攻では2年もしくは歴史学専攻では3年、そして、2遺跡以上の発掘調査報告書もしくは埋蔵文化財に関する論文を2つ以上発表した実績があることとなっており、上里町にはこの判断基準を満たす職員が再任用職員として在職しているため、町直轄で発掘調査を行うことができます。

ただし、来年度以降、再任用職員であるこの職員が退職した場合には、県のこの基準を満たす職員がいなくなり、町自身での発掘はできなくなります。そこで、発掘基準を満たす職員の確保及び雇用につきまして、総務課及び教育委員会で協議を重ねております。

この基準の中で最も問題となる部分につきましては、発掘調査への参加をアルバイト的な参加ではなく、発掘調査を実際に運営する実務経験を2年及び3年と規定しているところです。そこで、実務経験の不足を国や県の研修及び埼玉県埋蔵文化財調査事業団で実施しております発掘調査等への出向で補うことも可能です。

また、議員の御指摘を踏まえ、豊富な知識と経験をスムーズな引継ぎができるよう準備を進めていきたいと思っております。

続きまして、③国道17号バイパス建設工事に伴う発掘における現在の進捗状況と今後の発掘予定についてお答え申し上げます。

現在、大字金久保地区におきまして、埼玉県埋蔵文化財調査事業団により金久保内出遺跡の発掘調査が実施されております。遺跡が広範囲で、しかも遺構や遺物などがたくさん出土しているとのことですが、年度内に調査を終了する予定であると聞いております。事業団からの報

告を受けていないため、詳細については承知しておりません。

また、国道17号バイパス建設工事に伴う大字神保原町地区の県道建設工事内でも北稻塚遺跡及び下長塚遺跡におきまして埋蔵文化財が確認されており、同事業団により来月10月1日より発掘調査が開始され、今後の予定につきましては、金久保内出遺跡の東側の清水南遺跡でも埋蔵文化財が確認されていることから発掘調査を実施する予定だと聞いております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1、上里町消防団車両及び装備品についての①消防団車両の更新予定の関係でございます。

私は、平成20年と平成21年に第1分団、第2分団のCD-I車両を導入した際の事務局担当職員でございましたけれども、当時、児玉郡市広域消防組合が新規導入した車両の視察も行い、各分団の意見を幅広く取り入れた車両の設計を行ったところでございます。当時の広域消防のポンプ車両は、車両後部にあります落車、すなわちホースを延長する手押し車ですけれども、こちらの昇降と操行が電動でございました。消防団の車両は、それを手動にしたところを除けば、当時の広域消防のポンプ車両と同性能の車両が導入できたと思っております。今回の更新におきましても団員の意見を幅広く取り入れた設計を行っていただき、高規格の車両を導入していただきたいと思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

消防団車両の更新に当たっては、実際に使用する分団の団員から意見を聴取するほか、広域消防本部や近隣市町の導入車両を参考に設計等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。幅広い意見を取り入れた設計を行っていただきまして、団員の納得のいく車両の導入をお願いいたします。

続きまして、消防車両の関係ですけれども、火災時の初期消火活動及び河川の火災等におきましては、現在第4分団が所有しておりますタンク車両、こちらが重要な役割を持っていると私は考えておりますけれども、町長自身、タンクつき消防車の存在価値についてはどのように

お考えでしょうか、お聞かせいただければと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

消防団車両の機動性といいますか、そういった中でタンクつきの車両を運用することは、大変火災現場の状況によって水を取得できない場合にも、タンクつきの消防車によって、そういった想定されていない部分でも補完できるのではないかとということで考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。私も長い消防団生活でしたが、4分団のタンク車の存在はすごく心強く感じていた部分が長年ございましたので、導入にはタンク車の導入のほうを検討をお願いいたします。

続きまして、②消防団装備品のさらなる充実についてでございますが、今年度の消防団運営事業費も限られているところかとは思いますが、その中で今後購入を予定している資機材等はございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

ただいま各分団から必要な資機材の要望を伺っておりまして、水深の浅い水利での給水に使用するディスクストレーナーや高規格の防火衣、防火用の長靴等を追加購入したいと考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。その中で新規で何か購入を考えられている資機材等はございますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

これまで使用してございましたいわゆる銀がっばと言われる防火衣から、機能性や非燃性が向上した高規格の防火衣の導入を進めており、現在各分団に5着ずつ配備しています。今後は各

分団の要望も踏まえ、その他の装備品と併せて必要数を配備できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

続きまして、団員の消火活動時ですけれども、団員の手をけがから守り、早くて正確な機械器具操作を行うためには、団員の個々の手にフィットしたケブラー繊維の防火グローブが必要であると考えております。この防火グローブですけれども、先ほど購入予定にはちょっと挙がっていなかったのですが、近年の購入実績等が分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

手袋等については、敏感な手の動きを損なわず、防護性の高いケブラー繊維の手袋を導入しています。令和3年度は40双を購入し、各分団に10双ずつ配備しておる状況でございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

次に、各分団でございますけれども、毎月個々に通常整備、機械器具整備を行っていると思います。その際、劣化している装備品や機械の不具合等、こちらを発見した場合、どのようにそちらを更新されているのでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

劣化している装備品等についてですが、消防団長、それから副団長、各分団長及び上里分所長が集まる本部役員会議の場において必要となる資機材の要望をお聞きし、不足が生じないよう予算等も勘案しながら計画的に整備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。災害は、いつ何どき起こるか分からない、予



測できないものですので、更新する装備の購入には早急な対応をしていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、2、文化財の保護、保存の推進について再質問させていただきます。

①郷土資料館における今後の職員体制についてですけれども、町長は就任後5年目になるかと思うんですが、就任当初から郷土資料館、文化財係には、再任用が満了して退職する職員がいることを把握していたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、町では経験豊富な職員と後継者となるべき職員が一緒に働ける期間を7年間確保するなど、可能な限り積極的な対応をして円滑な事業の引継ぎに努めたところでございます。また、町政運営のためには、当町の歴史的背景を理解することは不可欠であると考えておりまして、こうしたことから私自身も発掘現場に出向き、担当者に説明を受けるなど、町の文化財保存に対し大いに関心を持っておりまして、何か所か文化財の現場へ行って、こういった活動を現場で見て、その職員の一生懸命やっているところを何回も拝見しているところでございます。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） なぜもっと早く積極的に人事対策を行わなかったのでしょうか、そちらについて御答弁をお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 私も郷土資料館へ時々行って、その職員とか、そういった能力、スキルを実際に確認してきたわけですが、先ほども答弁いたしましたように一緒に働ける期間を7年間確保してきたわけでございます。そういった意味で、きちんと人事対策としては後継者づくりはしっかりやってきたわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） そちらの人事対策の件ですけれども、現在の再任用職員の豊富な経験と知識、こちらですけれども、もう少し早く、例えば3人体制をとれていた場合、新しく入ってきた職員にその豊富な経験と知識を継承できたと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほども申しましたように、再任用職員と正規職員と非常に連携して  
いまして、7年間という時間的なあれからすれば、技術の継承といえますか、そういったところ  
は十分確保できたということで私は理解しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

続きまして、来年度以降の国道17号バイパス建設工事に伴う発掘におきまして、接続町道と  
規模の大小もあるかと思えますけれども、今後、町が発掘調査を行うケースというのはあるの  
でしょうか。こちらは教育長にお伺いいたします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

答弁の中でも申し上げましたが、国道、県道についての発掘につきましては、それぞれ県の  
ほうで主導して行うということで、町が中心になって行うということはありません。町道につ  
きましては試掘ということで、その後申請をしてということになりますので、今のこの現在で  
は私のほうにはまだ上がってきてはおりません。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。

次に、町長にお聞きしたいのですけれども、町長は町にとって文化財とは何であるかと思わ  
れますでしょうか。町長の率直な考えをお聞かせください。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

文化財というのは、先人たちが築いてきた財産に近いと思っております。これまで上里の文  
化財を見てもみますと、いろいろな先人たちが築いてきた町としての非常に貴重な財産が発掘さ  
れております。そういった認識でいると思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員。

〔2番 伊藤 覚君発言〕

○2番（伊藤 覚君） ありがとうございます。財産ということで、私も財産、宝だと思っております。そのお言葉は聞きたかったです。ありがとうございます。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（黛 浩之君） 2番伊藤覚議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時10分からとします。

午後1時58分休憩

---

午後2時20分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 皆さん、こんにちは。7番、猪岡壽でございます。

予定どおりの一般質問をさせていただきます。ちょうど眠い時間でございますので、大きい声で、眠くならないようにいたしますので、よろしく願いいたします。

私の今回の質問は、3点でございます。

1つ目が、まちづくり基本構想の中心拠点となる神保原駅周辺の開発について。2つ目が、神保原地域内の公共下水道処理場跡地について。3つ目が、税込以外で稼げる「上里町」にするためには、と、この3点を質問させていただきます。

質問事項1、まちづくり基本構想の中心拠点となる神保原駅周辺の開発について。

町づくりの中心拠点となる神保原駅周辺は、南側、北側ともに発展させることがこれからの町の発展に不可欠なものであります。

①神保原駅北口について。

神保原駅北口については、令和3年11月18日に駅北まちづくり協議会が発足し、以後、基本構想に向けた協議会が動き出して、令和4年度は、より具体的な町づくりの実現に向けた「まちづくり計画」の策定に検討を行っていくとの予定となっているところであり、私がかく申し上げることではございませんが、私も数年前に、この北口の件につきましては、総務経済常任委員長時代に北口開発について議会の決議事項として町に訴えてまいりました。その中で特に申し上げておきたいことは、駅通りと旧中山道とのクランク交差の解消と17号国道と神保原駅間の神保原停車場線については、センターラインを設置し、片側3メートルとして両

側に歩道を設けた道路をお願いしたい。

このことにつきましては、去る4月14日、イオンタウン上里で開催された町長選挙立候補公開討論会において、コーディネーターの挨拶の中で、神保原駅を降りたときの駅北口通りの印象について語った言葉を忘れることができません。センターラインと歩道のない閑散とした狭い駅通りといった内容の発言でした。その後、コーディネーターは北口駅通りの件については語りませんでした。多分、駅北口通りの件がこれから開始される公開討論会の選挙の争点の一部になっているということに気がつき、これ以上、駅北口の発言はまずいなと思ったのかもしれない。

私たち地元住民は、駅北口道路については、いつも見慣れている風景なので、こんなものかと感じていますが、初めて神保原駅を降りて北口通りを見た方のイメージとしてはそうなのかもしれません。

私は思います。この駅北通りは3万人の町の玄関口の駅通りとしては身に合っていないと思います。今は、小・中学生、高齢者も少ないので、歩道は要らないかもしれません。でも、少ないけれど、小・中学生、高齢者はいます。小・中学生もこれから増えるかもしれません。

かつては、二丁目、三丁目、東町には大勢の子どもたちがいて、町内は活気がありました。駅近であり、道路整備などをすれば、通勤、通学には最適な場所になると思います。

現状だけで判断してはいけないと思います。未来も考えて判断すべきだし、人口3万人の玄関口らしいコンパクトな駅通りとすべきであります。その点につきまして町長のお考えをお聞きしたいと思います。

## ②駅南の開発について。

駅南側については、近年は、北側と比べ人口が増加しているのが現実であります。また、これから人口増加が見込まれるのは南口です。南口は神川町や藤岡市の住民が神保原駅を利用して、主に東京方面に通勤または通学している方が大勢います。いずれその方たちが神保原駅近くに住宅を求める可能性があります。また、駅近ですので、物品販売店舗も将来はたくさんできる要素は十分にあります。ただし、駅南は農振地域なので、開発に時間を要しますので、住宅や店舗がなかなか建ちません。

そこで、規制の厳しい農振地域を関越高速道路以南まで移動し、現在の農振地域を白地にして住宅、店舗が建ちやすくしたらどうでしょうか。駅の近くに農振地域があったのでは、駅周辺の発展を妨げ、町の発展につながらないのではないですか。町長に伺います。

質問事項2、神保原地内の公共下水道処理場跡地の利用について。

「ミニ工業団地」と「道の駅」をセットで誘致することについて。

神保原地内の八町河原地域、下水道処理場跡地は、町の下水道処理場として、面積4万

2,440平米、金額にして4億4,900万円の大金を投入して町が平成11年から13年度にかけて購入した土地であります。予定していた下水道処理場を本庄市に変更し、その土地を農地に戻したため、現在は農地のままになっております。

購入額4億4,900万円に経過した二十数年を乗じ、金利を計算すると、元利合計で相当な額になります。無駄遣いでありませぬ。

下水道処理場跡地については、数人の先輩議員が一般質問を行っておりますが、いまだにそのままです。今は時間がかかりますが、17号バイパス工事も始まっており、バイパスが通過決定地点でもあり、道の駅には最適な場所になるのではないのでしょうか。本庄市も近くに道の駅構想があるようなので、合同で計画することも考えられます。また、面積も4万2,000平米あるので、残りは近隣の本庄市新井のミニ工業団地と接続させることが望ましいと思っておりますが、町長のお考えはいかがでしょう。

質問事項3、税収以外で稼げる町「上里町」にするためには。

①ここ数年、利用者数が増加している上里ゴルフ場についてであります。

地方の人口減少が進む中、上里町の人口も若干ではありますが減少傾向にあります。10年で1,000人程度減っております。このままでは人口減少に歯止めがかかりません。それと同時に、税収の減収が大きな課題となります。

令和2年度の町税は令和元年度に比べて6,000万円、減ってきております。これはコロナの関係というものがあってでしょうけれども、ただ、令和3年度の予算、決算については、町税が7,300万円減収しております。2年続けて減少している状況であります。これから深刻化する人口減少に伴い、税収の減少、反面、増大する医療費、社会福祉費、異常気象に伴う災害費など、国・地方の財政は逼迫した厳しい現状になることが予測されます。したがって、上里町の財政もより厳しくなることとなります。

そこで、税収以外で稼げる町にしていく必要があると思っております。今、町で税収以外で稼げる事業は何だろう。幾つか挙げてみますと、上里ゴルフ場、アグリパーク上里、ふるさと納税、忍保グラウンドなどがあります。

その中で、平成21年4月より町営ゴルフ場となった上里ゴルフ場は、利用者、売上ともに増加している状況であります。現在、近在のゴルフ場は、3年前の台風19号の水害で、妻沼ゴルフ場、上武ゴルフ場の閉鎖、玉村ゴルフ場、新玉村ゴルフ場などは、水害でコース内の芝が荒れている状態です。そこで、水害のなかった上里ゴルフ場に人気が高まり、利用者数、売上高がともに増えている状態です。

また、さらに、最近の日本人のゴルフプレーヤー、これが世界で活躍しております。こういったこともゴルフ熱を高めている要因であります。となると、上里ゴルフ場もまだまだ人気

あるゴルフ場であることは確かであります。

上里ゴルフ場のここ数年の業績を見ますと、利用者数は、令和元年は5万1,202人、令和2年4万1,664人、令和3年5万1,495人、売上高は、令和元年3億5,484万1,000円、令和2年2億6,753万9,000円、令和3年3億5,281万円で、毎年営業利益は確保しております。利用者、売上高ともに、令和2年はコロナ禍で減少となっていますが、令和2年に比べ令和3年には利用者数が9,831人、売上高8,527万1,000円と、ともに増加しております。

これは、ゴルフ場は郊外で運動するため感染が防げること、コロナ禍で運動不足の解消にもつながること、それと、上里ゴルフ場は、コース内がカート乗り入れオーケーですので、高齢者や女性に人気があり、利用者が増加しているのではないかと思います。先日の町の大会、8月21日でしたか、これも最高の参加者数、200人近く、190人が参加しているような状況でございます。

町の第5次総合振興計画基本目標では、年間利用者は、令和元年度は4万3,000人と計画していますが、その計画を1万人オーバーしているような状態です。

以上が上里ゴルフ場の現状ですが、町の収入としては、地代年間4,000万円でありまして、ゴルフ場の利用者の増減には関係がありませんが、そこで、私は、年間5万人の利用者が上里町に来町するわけでありますから、ゴルフだけで帰っていただくのはもったいない、上里町の新鮮な野菜、果物をお土産にお買い上げいただくことを考えたらどうだろうかというふうに思います。

現在は、冬になると、近くの園芸業者とゴルフ場でポインセチアなどの花をゴルフの景品として販売契約しています。上里ゴルフ場は、ポインセチアについて、クリスマス用の花として、ゴルフコンペの景品として、また、参加者全員の参加賞として好評を得ています。

園芸業者は400鉢の注文が近くのゴルフ場より発注されるので、経費のかからない効率のよい販売ができて喜んでおります。神流清流米も近くの生産者と契約し、ゴルフの景品として扱っています。

これからは、町として、この上里ゴルフ場の利用者が増えている状況を生産販売者に伝え、販売協力を願い、地元の野菜や果物や米などをゴルフの景品や参加賞として扱っていただくようにすべきだと思われませんが、また、「ふるさと納税返礼品」にもよい影響が及ぶと思われませんが、町長の見解はいかがでしょうか、お聞きいたします。

3、税収以外で稼げる町「上里町」にするためには。

②関越自動車道沿い農村公園についてでございます。

平成29年の秋に開業した上里スマートインターの「アグリパーク上里」については、人気の上里サービスエリアの隣接地とあって、観光入込客数の大幅増が見込まれましたが、観光入込

客数は、開業当初、平成29年3月には2万5,848人でしたが、令和2年3月は2万5,224人、令和4年5月には2万7,401人であり、伸び悩んでいる状態です。

原因は、コロナ感染による影響が大きく響いているものと考えられます。私も月2回程度アグリパークに行き様子を見ていますが、アグリパーク駐車場は、近年では、群馬ナンバー、特に高崎ナンバーや都内ナンバーなどが目立っていて、オープン当時より、アグリパーク店内はもとより、周辺のパン屋、煎餅屋、最近開店したそば屋などにも多くの客は入っておりますが、上里サービスエリア内の店内にはまだまだたくさんの観光客がいます。

そこで、サービスエリア内の観光客をいかにアグリパーク内に入店させるかですが、予定されている「このはなパーク」の開店とリバーサイドロード開通に期待するところであり、アグリパーク内に観光入込客数が増えれば、出展者と農産物生産者の売上げが増えて町の知名度も上がり、町の増益につながるようになります。「ふるさと納税返礼品」の評判向上にもつながっていきます。いずれにしても、月2万5,000人ですから年間30万人もの入場者が見込まれているところですので、まだまだ入込客数は増えると思います。それには、町のPRがまだまだ不足していると思われませんが、町長の見解をお聞きしたいと思えます。

税収以外で稼げる町「上里町」にするためには。

③忍保グラウンドについてでございます。

現在の忍保グラウンドは、野球場、ソフトボール場、グラウンドゴルフ場、バードゴルフ場があり、町内及び町外の人たちの憩いの場所として親しまれております。特に、野球、ソフトボールについては、埼玉県内外のマニアがプレーしている有名な場所です。時々、広域にわたる試合も開催されているようです。ただ、遠方より試合に来る人たちが、場所が分かりにくいので分かりやすい看板を設置してほしいとの意見が寄せられています。

地元の住民からも忍保グラウンドの場所を聞かれる住民が何人もいます。特に17号国道からの入り口に案内看板を1つと、土手の下り口などに案内看板を設けていただきたいと思えます。それと、県内外より多くの来客者が上里町を訪ねてくれるので、グラウンドの除草、整備は特にお願したいと思えます。これも町のPRにつながる大切なことでもあります。町長の見解をお聞きしたいと思えます。よろしくお願いたします。

税収以外で稼げる町「上里町」にするためには。

④「ふるさと納税」についてお聞きしたいと思えます。

7月31日のテレビ放送で、「ふるさと納税」が全国的に伸びていて、全国1位は北海道の紋別市で年間152億円の納税額があったとのこととあります。上里町の予算よりも大きい額の納税額を集めている自治体があるということとあります。そして、最近、埼玉県内の「ふるさと納税」について新聞紙上に載っていました。1位は北本市であります。北本市の中身について

は、紳士服の会社があるそうで、その仕立て代、これを返礼品にしているそうです。これが非常に評判がいいと。それで、2位は秩父市、約5億円、3位が深谷市、3億円ということであります。

そこで、上里町の令和3年度の「ふるさと納税」額はどの程度であったのか。令和2年度と比較して伸長率はどうであったか。また、今後3年間の伸長率の予測はどの程度見ておられるのか、お聞きしたいと思います。税収以外の収益として大いに期待したいと思いますが、町長の御意見はいかがでしょう。

これからは、税収以外で稼げる「上里町」を目指すため、既存の上里ゴルフ場、アグリパーク上里、忍保グラウンド、ふるさと納税、それと、私が質問した道の駅などをフル活用して、厳しくなる税収に代わる財源として収益を確保し、持続可能な上里町を築くため、努力することが必要だと思いますが、町長はどのように考えておられますか、お聞きしたいと思います。

以上で第1回の質問を終わりといたします。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡壽議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、町づくりの基本構想の中心拠点となる神保原駅周辺の開発についてのお尋ねのうち、①神保原駅北口についてでございます。

神保原駅北口の町づくりにつきましては、本年3月に、神保原駅北まちづくり基本構想を策定しました。現在、神保原駅北まちづくり基本計画の策定に向けて検討を進めているところでございます。

また、立地適正化計画においては、町内外から居住の誘導を行い、人口密度を維持することで、将来にわたり住み続けられるコンパクトで持続可能な町づくりを目指しております。

これらの計画を推進し、駅北が魅力のある町に生まれ変わることで、人を呼び込み、新たな定住人口の確保につながることを期待されております。しかしながら、都市基盤の骨格である道路整備について、神保原駅停車場線は、勅使河原本庄線との交差部や歩道が未整備であることから、通学や通勤時での通行が危険な状態となっております。

このような現状を踏まえ、子どもから御高齢の方まで安心・安全に行き交うことができる歩道の整備は喫緊の課題として捉えておりますので、神保原駅停車場線の拡幅やクランク箇所の解消につきましては、道路管理者である埼玉県と協議を進め、地元の皆様からの御理解と御協力をいただきながら駅北の町づくりと一体で整備に向けた検討を行ってまいります。

また、国が現在整備を進めている本庄道路が開通することで、交通利便性が向上し、人の流



れも変わり、駅北の交通結節点としての機能が強化されます。このことから、町外から人が呼び込まれ、関係人口の増加につながり、町の活性化にも寄与すると考えております。

今後も、駅北の将来像を思い描き、町の玄関口としてふさわしい、賑わいと活力あるコンパクトな町づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この神保原駅北口につきましては、JR高崎線で唯一100年間開発の手が入らなかったところがございます。そういった意味からも、今後も駅北の将来像を描き、町の玄関口としてふさわしい、賑わいと活力あるコンパクトな町づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に、②神保原駅南口についての御質問にお答え申し上げます。

神保原駅南地区につきましては、駅前広場をはじめ良好な住環境を有する住宅地の整備を図るため、神保原駅南土地改良区区画整理事業として整備してまいりました。

当時の計画は、人口増加を見据えた住環境整備として面整備を推進し、市街化の拡大を図るものでありました。しかしながら、現在は、人口減少や高齢化が進展し、町づくりに対する考え方も大きく変化しており、立地適正化計画では、将来にわたって住み続けられるコンパクトで持続可能な都市構造の形成を目指しております。

このような中で、上里町のさらなる発展のため、住民サービス向上の観点から、地域の利便性を踏まえながら、商業施設などが進出できるよう調査・研究してまいります。

農業振興地域の変更やあり方等につきましても、用途地域といった都市計画の見直しを含め、議論していくものと考えております。

農業振興地域を変更し、開発可能な区域を拡大してはどうかという御提案もございますが、土地改良事業による農業投資が行われた優良農地は、農地振興の重要な資源であるとともに、農家にとっては農業経営の根幹でございますので、慎重な検討と十分な議論が必要と考えるところでございます。農業振興地域の変更に関しましては、今後、都市計画の検討を行うなどの機会を捉え、議論してまいりたいと考えております。

次に、2、八町河原の公共下水道処理場跡地についての①処理場跡地の利用についての御質問にお答え申し上げます。

近年、上里町内でも、本庄道路の工事が進み、令和4年中には新神流川橋も開通する予定です。御質問の土地につきましては、平成17年度に公共下水道から流域下水道への認可変更に伴い、処理場建設計画が廃止となって以降、利活用について様々な御意見や御提案をいただきました。町といたしましても、多様な視点で調査・研究を行ってまいりましたが、これまで効果的な利用法を見いだせないまま土地を維持しているのが現状でございます。

この土地へ「ミニ工業団地」と「道の駅」をセットで誘致することについて、御質問をいた

いただきました。土地の周辺地域は、近い将来、本庄道路の開通によって主要道路の結節点となるため、道の駅などの立地候補地としてのポテンシャルは格段に高まり、地域経済への波及効果も大いに期待できるものと認識しております。

この観点から、既に、平成24年の時点で国土交通省大宮国道事務所と道の駅整備に関する意見交換も行いました。一方で、より多くの来訪者を呼び込むためには、大型車両も通行可能とする周辺のアクセス道路整備が必要となり、忍保川の橋の架け替えや接続道路の拡幅、さらには歩道整備に伴う用地取得などの整備費用と時間が必要となってまいります。

また、当該地は、公共施設の設置を目的に、農家の皆様から提供された貴重な土地でございます。この観点から、仮に、道の駅を整備する条件が整った際には、町の新鮮な農産物や個性的な加工品の開発・販売などにより、地域農業の魅力を広く発信できる、言わば「農と食のショーケース」的な機能を持たせることが考えられます。あわせて、他の道の駅での導入事例があるように、収穫体験やスイーツ作りといった娯楽的な要素も付与することで、施設の魅力度が上がり、周辺の土地利用との整合と地域経済の活性化との両立が図られるものと考えています。

さらに、町民の方々が、ふだんの買物や地区の寄り合いなど、気軽に利用できる道の駅とすることで、生活利便性の向上と地域コミュニティの活性化にも貢献できるものと考えております。

先日開催された、小学生による「明るい町づくりの意見発表会」では、たくさんの人に来てもらうために、特産品やテーマパークを造るべきとの意見が出ており、こうした声にも耳を傾け検討してまいります。なお、ミニ工業団地の誘致につきましては、道の駅以上に開発要件が厳しいものと考えますが、これまで以上に隣接する本庄市との連携を密にして検討していく必要があると認識しております。

当該地の有効活用に関しまして、貴重な御提案をいただきました。御提案いただいた点も念頭に、周辺状況の変化に乗り遅れないように留意し、本庄道路の築造工事の進捗状況や社会情勢の動向をしっかりと見据え、町民の皆様に喜んでいただける活用方法の実現に向け、引き続き努力・検討してまいります。

続きまして、3、税収以外で稼げる町「上里町」にするためにはのお尋ねのうち、①上里ゴルフ場についてでございます。

議員御質問の内容のとおり、上里ゴルフ場は、平成21年4月に町営となり、13年が経過いたしました。おかげさまで利用者数、業績ともに増加傾向となっております。

利用者数増加の要因としては、ゴルフ場のアンケート結果によると、「コースの整備が行き届いている」「コストパフォーマンスがよい」などの評価をいただいております。ゴルフ場の運営

が増加要因の一つとなっていると考えられます。また、ポインセチアを含め、上里町産の品々を来場者全員に配るような各種イベントも開催しており、好評とのことでございます。

議員御質問の「生産販売者との販売協力」でございますが、来場者数が確定してから納品数を確定するため、当日まで数量の変更が可能なこと、物によっては小分け作業などお願いできることなどが必要な条件となっております。そのため、生産者の方から直接取引することは難しく、地元農産物を取り扱う「埼玉ひびきの農業協同組合」に納品をお願いしているとゴルフ場運営者から聞いております。

町外からゴルフ場に来場するお客様に上里町をPRできるようなものを、景品や参加賞として扱っていただく機会を増やしていただけるよう、ゴルフ場運営者である株式会社さいたまりバーフロンティアに引き続き要望してまいりたいと思います。

次に、②関越自動車道沿いの「農村公園」についての御質問にお答え申し上げます。

平成29年に「農村公園・アグリパーク上里」が開設され、順調に集客数は伸びてきました。開設当初の平成30年度の年間観光入込客数25万4,000人、令和3年度が27万人でした。新型コロナウイルス感染症の影響で、思うような営業活動、各種イベントが実施できない中ではございましたが、平成29年の開設以来、サービスエリア周辺地区を観光拠点として位置づけ、周辺事業者と連携し、PR活動を行ってまいりました。

令和元年には、「アグリパーク上里」を含めたサービスエリア周辺地区の愛称が「このはなパーク上里」と決定し、令和3年度には、「このはな芝生広場」が完成いたしました。以降、一体的な集客活動を実施しております。

なお、PR活動といたしましては、本地区の認知度の向上に向け、「アグリパーク上里」入り口付近にメイン看板、周辺道路には案内看板を設置いたしました。

また、「このはな芝生広場」など、新たな施設の設置に合わせ、上里サービスエリア上り線側、ウエルカムゲート入り口の北側にある観光案内看板の改修を行いました。カラフルなデザインで、「このはなパーク上里」の魅力を観光客の皆様へ情報発信しております。御存じの方もいらっしゃると思いますが、一度御覧いただければと思います。観光パンフレットやチラシも大変好評で、増刷や新たなデザインの検討なども行っております。

また、農業体験イベントといたしまして、埼玉ひびきの農協が実施する田んぼオーナー事業も大変盛況で、アグリ・ツーリズムの一環として、町外の方々に多数御参加いただき、「アグリパーク上里」の魅力に触れていただいております。上里サービスエリア下り線側においては、旅行の帰りに気軽に立ち寄っていただくよう、「アグリパーク上里」で使える野菜割引券の配布など、上里町農産物のPRイベントを実施してまいりました。

進出している事業者と、町、商工会で構成されたサービスエリア周辺事業者連絡協議会では、

「このはなパーク上里」内各店舗の現場で活躍する担当者により、今後の新たなアイデアなどの意見交換がされております。

「アグリパーク上里」に立ち寄った方や、アグリ・ツーリズムで上里町に関心を持っていた方など、町の魅力に触れ、満足いただいた方は、リピーターとなり、関係人口の増加につながります。そのような方々が、上里ゴルフ場や町内の商業施設などに興味を持っていただければ、日を変えて、再度、上里町を訪れていただく可能性も高まります。これらの行動を促進していくことが、町のイメージアップにつながり、ひいては経済効果をもたらすものと思われれます。

議員御指摘のとおり、上里サービスエリアの存在は、上里町の魅力を発信する重要なツールであるとともに、「このはなパーク上里」のポテンシャルを高めるものであると認識しております。上里サービスエリアにおけるPRイベント等をさらに充実させ、「このはなパーク上里」の情報発信に努めてまいります。

続きまして、3、税収以外で稼げる町「上里町」にするためにはのお尋ねのうち、③忍保グラウンドについてでございます。

まず、議員御質問の忍保グラウンドへの案内板設置についてであります。

国道17号の神保原交差点付近につきましては、道路管理者である国と協議させていただき、検討してまいりたいと思います。

続いて、土手の下り口につきましては、案内板設置について、河川管理者である国と協議するとともに、下り口の道路に路面標示等で対応できないか検討してまいります。

次に、グラウンドの整備、除草についてですが、本年は草が伸びるのが早く、御迷惑をおかけしております。グラウンド整備、除草のタイミングや回数について改めて検討し、今後ともグラウンドが利用しやすいように努めてまいりたいと思います。

最後になりますが、④ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税制度は、生まれた故郷や応援する自治体の力になりたいという気持ちを寄附という形で示すことができる制度でございます。また、確定申告などを行うことなどにより、寄附金額のうち2,000円を超える部分については、所得税と住民税の控除を受けることができるものでございます。多くの寄附を集めるために豪華な返礼品を送るなど、自治体間の競争が過熱したことから、国は、返礼品基準などを設け、対象となる自治体を総務大臣が指定するなど、制度の見直しが行われたところでございます。

上里町におけるふるさと納税の令和3年度実績は、713件、1,780万5,000円でしたが、令和2年度実績は、461件682万7,000円でしたので、252件、1,097万8,000円の増加となりました。伸長率につきましては、件数で54.7%、金額で160.8%でございます。件数、

金額ともに大幅な増加となっておりますが、令和3年9月から紳士用ベルトを返礼品に追加したことが主な要因となっております。

今後の見込みについてでございますが、今年度の4月から7月、4か月間の実績が483件、1,109万5,000円でございます。伸び率などから令和4年度の実績予測を行いますと、おおむね1,400件、3,300万円となります。今後3年間の見込みにつきましては、具体的な数値を推計することは難しい状況ではございますが、高い水準が見込まれる令和4年度実績見込み値が継続するものと見込んでおります。

今後も、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、上里町の良さをPRできるよう、魅力ある返礼品の追加や新規開発を行い、令和元年度に導入しましたポータルサイトの運用改善等の取組を継続するとともに、制度をめぐる国の動向等を注視しながら、適切な運用を図ってまいりたいと考えております。

ふるさと納税以外の方法による財源確保につきましても、議員から御提案いただいた内容も含め、各種方面から調査・研究を行うなど、引き続き財政健全化に向けた取組を推進し、持続可能な行財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 御回答ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

まず初めに、1つ目の神保原駅北口の開発についてでございますが、これにつきましては、非常に時間とお金がかかると思います。そこで、私がこの中で一番心配するのは、私たちは下校パトロールをやっているんですよ。私は月曜日にやっていて、神保原小学校、1年生から6年生まで、結構、二丁目、三丁目、それと、東町、五丁目の子どもたちが一緒に帰ってくるから、50人くらいいるのかな、そこの神保原の中山道を渡って分かれていくわけなんですけれども、信号があるんです。信号があるんですけれども、クランク状態になっているため、非常に危ないんですよ。旧中山道も新町方面から来る車、それと本庄の方面から来る車、3時から4時頃、結構交通量が多いんですよ。宮本から出てくる車、電気通りへ行く車ということで、信号があっても非常に危ない道路でございます。

それで、私たちや地元の区長さんをはじめ、ほかの人たちがそのところで下校パトロールをやっているからまだいいんですけれども、こういった人たちもだんだん年を取ってきますので、そういったことができにくくなります。そういうことで、私は、クランク状態をまず先に直してもらえればなというふうに思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問にお答え申し上げます。

私も、朝7時半頃とか、先ほど議員がおっしゃった下校時間、そういったときに、地元の、本当に、区長さんをはじめ関係者の皆さんが大変な御努力をしているなということで認識しております、何とかしなくちゃいけない、こういう形で議会の皆さんの御協力を得ながら、これは県道ですので県に働きかけて、そういったことをより強化していく予定でいます。何とか、地元の県議会議員さん、また国会議員さんも含めて、この17号までの道路を何とか早くしたいと、また、本庄道路が開通するような時期になると、また車の流れもいろいろな状況になってまいります。そういったことと、皆さん、先ほど猪岡議員からありました区長さん、ボランティアでやっている方も高齢化して、なかなかやってもらえない状況になることも予測されますので、そういったことを県のほうにも訴えて、早急にやっていただくよう最善の努力をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） その件につきましては、よろしく願いいたします。

それから、2つ目の南口の開発についての件なんです、ここは農振地域ということもあって、農業をされる方がここで一生懸命いろいろ作っているわけですね。ほかに、町で耕作放棄地ですか、それが結構あるんですよ、そういったことをもうちょっとうまく活用すれば、多少、ここで農地が減るかもしれませんが、そういったところを何とか力を入れて、放棄されている土地をうまく使ってもらえるようにすれば、放棄地といいますか農地が不足するということは私は少ないんじゃないかなと思うんですが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問で、耕作放棄地についての御質問かと思えます。

この辺は、国・県と、そういった耕作放棄地についての扱いについて協議しているところがございますので、そういったところも含めて前に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員。

〔7番 猪岡 壽君発言〕

○7番（猪岡 壽君） 続きます、ちょっと順不同になっちゃうんですが、ゴルフ場の件で

す。この件につきましては、ゴルフ場の地権者がいるわけですね。年に1回ですか、町が地代を払うということでやっているわけなんですけれども、これが地代の下落などによって、地権者への支払いが5年に1回ですか、あれ出ているのは、だんだん減っているような状況であると私は思います。地権者とすれば、こんな状況ではしょうがないということで思っているんですけども、例えばゴルフ場の景気がよくなれば、少しは戻してやらないと、常に下がっているんじゃないか意識が低下しちゃうんじゃないかなと思うんですよ。

そういったことも含めて、地権者と年に1回ぐらい、ゴルフ場と町と地権者と3者で会議といますか情報交換会を開いて、今、ゴルフ場はこうなっている、こんな状況ですよということを知らせてやったほうがいいんじゃないかと思います。そうすれば、私は、ゴルフ場で何か例えば野菜を売るとか、そういうことに対しても、じゃうちの野菜を売ってくれとか、そういったいい情報交換会、お互いに協力し合うということが出来るんじゃないかと思うんですが、そうすれば町のためにもよくなることですし、是非とも、例えばお茶を1杯飲んでもらって、ちょっとしたそういう情報は、こういう情報だよということをやっていただければいいかなと思うんですが、年に1回ぐらいは是非ともそういった交換会を開いていただければなと思いますので、よろしく、その辺につきまして町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 猪岡議員の再質問にお答え申し上げます。

ゴルフ場につきまして、地権者の皆さんと年1回ぐらいお話しする機会ということは、コロナ禍ではありますが、この辺も含めて今後進めていきたいと思っております。

また、地権者との用地のこの関係も、令和5年度で切れるようでございますので、そういったところも含めて、意見交換の場を是非やりたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 7番猪岡壽議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時20分からとします。

午後3時7分休憩

---

午後3時20分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 皆さん、こんにちは。

議席番号12番、日本共産党の沓澤幸子です。

それでは、通告に基づき質問をいたします。

今回の質問は、物価高騰から町民の暮らしを守る対策について、教育の充実についての2項目です。

それでは、順に質問させていただきます。

1、物価高騰から町民の暮らしを守る対策について。

日本では、長年、労働者の賃金が上がらず、一方で年金も減額されている中で、ロシアによるウクライナ侵略によるエネルギーや小麦粉などの上昇と、円安による輸入品の上昇なども影響して物価高騰が継続的に続き、生活に深刻な影響をもたらしています。そこで、町民の暮らしを守る対策として4点について質問いたします。

①水道料金の一部免除事業の延長と地域応援クーポン券の発行について。

コロナ禍における町の特別対策として実施される第5段の水道料金の基本料金免除の3回目ですが、水道料金が引き上がる10月に合わせ、11月から4か月実施されます。全ての町民の暮らしに欠かせない水道料金だけに、一部免除事業は大変喜ばれてきました。今後、さらに物価上昇が予定される下で、全町民の支援として公平に行き渡るこの水道事業の一部免除事業の延長を継続すること、また、同じように、全町民対象の支援として、町民1人当たり3,000円ないし5,000円の地域応援クーポン券を発行することについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

②学校給食の充実と無料化の延長について。

学校給食には、1食当たり4円の公費負担がされてまいりました。この間、消費税が何度も上がり、今年は物価高騰により学校給食で使用頻度が高い小麦粉や食用油をはじめ、多くの食材が値上がりしてきています。そのため、1食当たりの単価が相当上がっていると想像できません。

10月以降も値上げラッシュが予想される中で、子育て中の世帯においてはコロナ禍での収入減も深刻です。成長期の子どもたちの健全な発達に欠かせない学校給食の重要性は、ますます大きくなっていると考えます。学校給食は、お腹を満たすだけでなく、日本の食文化を伝達する意味からも重要です。どの子にも本物の味、安全でおいしい給食を提供していくためには、冷凍食品を減らし、食材は、地元産中心に国内産100%の食材による手作りの給食を目指してほしいものです。

こうした観点から、保護者の負担を増やさずに給食内容を充実することについて、現状の現場の状況と照らして、今現在の1食当たりの食事がどの程度に上がってきているのか、お聞き



したいと思います。

また、町独自の学校給食無料化の3回目が10月で終了してしまいます。町長は、本庄市と共同で実施しているために上里町だけが恒常的に無料化することは難しいという立場に、今立っておられるようです。当初の無料化は一度引き下げてということでありました。

しかしながら、子育て日本一を目指す町長としては、できる限り無料化を本庄市と共に進めたいという考えを持っているのではないかなというふうに思うわけです。今現在もコロナ禍が続いておまして、物価高騰の渦中にあります。そうした観点から、取りあえず、本庄市との共同を進めながら、特別対策として引き続き、今の時期、この無料化を止めることなく継続することが必要ではないかと思っておりますので、町長にお聞きしたいと思っております。

#### ③介護・保育等、福祉施設への支援について。

今回の物価高騰は、主に生活必需品である光熱費や食料品などの値上げが大きいため、各事業所にも大きな影響が出ています。介護施設や保育所、学童保育所、幼稚園、障害者施設などでは、おやつ代や、換気をしながらの暑さ対策による光熱費の高騰、徹底した消毒等コロナ対策による消耗費の増加が続いています。こうしたことに対して、何らかの支援策が必要ではないかと考えるところです。町長の考えをお聞きしたいと思っております。

#### ④相談しやすい生活保護申請について。

物価高騰と新型コロナ禍の終わりが見通せない中で、生活困窮者が全国的にも増加し、自殺や事件なども増加しています。2015年から始まった生活困窮者自立支援制度は、住居確保給付金の支給以外は給付制度がありません。社会福祉協議会の応急小口資金や総合支援貸付金などが何度か追加で実施され、時限的な給付金支給が実施されてきたところです。しかし、経済活動が上向かない中で、安定した収入に結びつく仕事が回復しない限り、一時的な給付では根本的な解決にはなりません。

一方、全国的にも、町の実態でも、生活保護件数自体は大きな変化がないようです。生活保護は、誰もが困ったときの最後のセーフティーネットであり、憲法が保障する権利ですが、一部のバッシング報道や水際作戦などによる間違った対応が行われてきた中で、行政不信なども含め忌避観が強いと言われております。

そこで、最低の文化的生活として認められている保護費の例を分かりやすく示すなど、また、生活保護の申請は国民の権利です。気軽に御相談くださいというようなポスターを公共施設や窓口に貼り出すなど、まずは困った人が気軽に相談できる体制づくりをしていくことが重要ではないかなというふうに思うところです。

また、この生活保護申請の足踏みとなっている扶養照会、この扶養照会につきましても、ようやく義務ではないということが国会でも答弁されるようになりました。町は、直接、保護申

請を受けるわけではなくて、本庄の福祉事務所に相談者を送り出していくわけでありますけれども、その際に、相談者に対して、扶養照会は義務ではないということをきちんと伝えて送り出していくことが保護に結びつくことにもなると思いますので、そうしたことも行っているのかどうか、行っていないのであれば、今後行っていただきたいというふうに思うところですので、答弁をお願いしたいと思います。

## 2、教育の充実について。

### ①小・中学校の教材の個人購入の見直しについて。

学校で使用する教材のうち、長年当たり前のように個人購入となっているものの中に、学校の教材に代えてもよいものがあるように思います。物を大切にすることと併せて、学期末ごとに持ち帰りする重過ぎる荷物を減らす意味からも、このことは重要だと考えます。

例えば、ピアノは、口につけて吹く部分のみを購入する、また、数回しか使わない彫刻刀や竹刀はどうか。このように、一つ一つ、保護者の意見も踏まえながら点検を行ってみてはどうでしょうか。小・中9年間の義務教育期間の個人購入の教材の種類と価格について、一度洗い出させていただいて、精査することについての考えをお聞きしたいと思います。

### ②ドリル等の教材費の無料化の検討状況について。

昨年12月の議会に、2019年度の資料を基に、児童・生徒の教材費の無償化は約1,749万円できることを、また、そのことによって教員の負担軽減にもつながることを提案したところで、教育長は、少しでも保護者の負担が軽減できるように検討したいと答弁していただきました。

また、当町の小学校では、教材費のほかに学級費を学級ごとに集金していますとして、小学校学級費は年間1,700円、中学校では、1年生は毎月5,000円、2年、3年生は2,000円から3,000円というお答えでありました。

この学級費の使途としましては、画用紙やマジック、ペン、折り紙、家庭科実習や理科実験の教材、社会科見学や修学旅行の写真代、花の種や野菜の苗、プランターや土などとのことです。一方、教材費は、ドリルやプリント代であります。

いずれも教育に欠かせないものです。教育の無償化からいっても、公費負担で賄うべきものがたくさん入っているのではないかというふうに思います。教育長も、前回、少しでも保護者の負担が軽減できるように検討したいと述べられていましたので、どのような検討を開始しているのか、お聞きしたいというふうに思います。

### ③校則と制服見直しの検討状況について。

校則については、昨年6月文部科学省初等中等教育局より、児童生徒課校則の見直しなどに関する取組事例についての事務連絡が各都道府県教育委員会指導事務主管課などに出され、そ

の後、県を通して町のほうにもそうした文書が届いていることと思います。校則の点検・見直しに継続的に取り組んできたことと思いますので、今回、その取組によって具体的にはどのような見直し協議が行われたのか、主体者である生徒たちの声はどのように反映されてきたのかについてお聞きします。また、変更はどのような形で行われ、どのように伝えられたのか。

次に、制服の件でありますけれども、学校現場の意見を聞きながら、ジェンダーレス制服についても慎重に検討していくと、また、中学校の学校現場に投げかけていきたいと、過去2回の質問の中で教育長が答弁していただいたわけであります。この検討検討でありますけれども、いつまでに検討するのか、目的年度を決めないと具体的な検討には入れないと思います。どのような計画で進めていくのか、また、検討方法として、保護者、生徒、教員、地域の人を含めた政策検討委員会のような形の会を発足してやっていく考えがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

#### ④部活動の見直しの方向性について。

スポーツ庁は、少子化による廃部で、子どもの選択肢が減ることや教員の長時間労働などの課題に対応するため、公立中学校の休日の部活指導を民間スポーツ団体などの地域に委ねる地域移行の集中期間を23年から25年度の3年間とし、将来的には平日活動の移行も推奨しています。

休日部会の移行は、英語の小学校教科化やICT化、デジタル化、また、生命の教育開始など、様々な課題が増加している教育現場における教員の多忙化解消にとって、猶予なく進めるべき課題だと考えます。

上里町教育委員会では、部活動改革について、どのような検討を始めていますか。部活動改革は、教員の多忙化解消だけでなく、それぞれの種目の経験や専門的な知識を持つ地域指導者によっては、生徒に有意義な活動環境を提供できるメリットと同時に、その教育に当たる指導者の姿勢、学校との考え方、それらの調整が課題になってくることと思います。

町としては、中学校の部活動をどのように捉えて地域移行を進めていくのか、具体的な計画見通しについてお聞きしたいと思います。

#### ⑤生命の安全教育に包括的性教育を位置づけることについて。

文科省と内閣府は、2020年から22年度までの3か年を、性犯罪、性暴力対策集中強化期間として作成してきた生命の安全教育が23年度から本格的に実施されることとなります。もう期間もあと僅かです。

指導の手引書を見ると、児童・生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて活用することが考えられるようになっており、各学校に任せられるようです。

文科省と内閣府の出発が性犯罪、性暴力対策を重視していますが、文科省は教材として加除方式も認めています。私は、この生命の安全教育には人権を重視する体の権利教育という観点に立った包括的性教育が重要ではないかと考えています。

包括的性教育とは、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤にした性教育です。性教育を保障することは、性の権利であるとする国際的潮流の中で使われてきました。世界では、ユネスコが中心となり、2018年に第2版を作成した国際セクシュアリティ教育ガイダンス、包括的性教育のことですね、これに基づき、「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他社に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度などを身につけさせること」などを、内容や年齢、段階別の学習目標に据えています。

包括的性教育の基本観点は8点で、①として人間関係、②価値観、人権、文化、セクシュアリティ、③ジェンダーの理解、④暴力と安全確保、⑤健康とウェルビーイング（幸福や喜び）のためのスキル、⑥人間の体と発達、⑦セクシュアリティと性的行動、⑧性と生殖に関する健康です。この8点を発達年齢に応じて繰り返し学ぶことが大事だというふうに言われています。

日本は、性教育が大変後れてきました。学習指導要領でも、人の授精に至る過程は触れないものとする。妊娠の経過は扱わないなど、「はどめ規定」の中で理科や保健体育の授業が行われてきて今もいるのではないかと思います。どうなのでしょう。

来年度から実施する生命の教育の実践について、どのような基準と取組が始まっているのか、お聞きいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

初めに、1、物価高騰から町民の暮らしを守る政策についての①水道料金の一部免除事業の延長と地域応援クーポン券の発行についてお答え申し上げます。

なお、齊藤崇議員の答弁と一部重複する部分がございますので、御了承いただきたいと思います。

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、令和4年に発生したロシアのウクライナへの軍事侵攻により社会情勢はさらに悪化する中、円安や原油・電気・ガス料金をはじめとする様々な物価の高騰が発生し、その影響は、町民・事業者の皆様にとって大きなものであると認識しております。

このような状況を受け、上里町では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金を活用し、令和2年度より、これまでに第1弾から第6弾まで合計6回、町独自支援策を実施しております。

水道料金の一部免除事業につきましては、町独自支援策の第2弾・第3弾・第5弾の合計3回実施しており、第5弾は令和4年11月から令和5年2月までの4か月間、水道料金基本料金を減免させていただく予定となっております。

また、地域応援クーポン券につきましては、地域経済の活性化と生活支援の両立が図られるということで、商品券配布事業を実施する自治体もごございます。商品券配布事業は、多くの方が利用できるという利点がある一方で、消費喚起対策としては効果が限定的であることから、上里町においては、地域経済の活性化を主眼としたプレミアム付商品券事業やキャッシュレス決裁推進事業を実施してまいりました。また、現在、第6弾町独自支援策としてキャッシュレス決裁推進事業の第2弾の実施に向け準備を進めております。

水道料金の一部減免事業や地域応援クーポン券のような全世帯に対する支援につきましては、予算規模が大きいため、町の財政運営に与える影響を考慮し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような国・県の補助制度の活用を前提に、施策効果の予測も含め、慎重に判断していく必要があります。

町独自支援策の実施に当たっては、社会情勢や必要とされているものを見極めながら、限られた財源の中で、有効かつ効果的な事業を取捨選択し、推進していくことが重要でございます。必要に応じて事業数の制限等を行わなければならないことから、事業実施に至らない場合もございます。

今後につきましても、感染状況や社会情勢の動向を見極めつつ、町の財政状況を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような国・県の補助制度を最大限に活用し、全町民を対象に、より効果的な支援策を御提供できるよう、引き続き検討してまいります。

次に、②学校給食の充実と無料化の延長についてでございます。

なお、石井慎也議員に対する答弁内容と重複する場合がございますので、御了承いただきたいと思っております。

給食センターでは、毎月食材の見積り合わせを実施しております。その月の給食回数や献立予定により見込額が見積額を上回ってしまう月もあります。手作りのメニューに取り組んでおりますが、今後は一部に価格変動の少ない冷凍食材を入れるなど、価格を抑える工夫をしております。

また、その時期の旬な地元野菜を取り入れるなどの工夫もしております。食材によっては、気候や災害などの影響を受けることもありますが、一汁二菜を基本とした栄養バランスの取れ

たおいしい給食の提供に努めたいと思っております。

公費負担額の増額につきましては、本庄市と協議の上、状況に応じて判断してまいりたいと思います。

私は、本庄上里学校給食組合の副管理者でありますので、こうした経済の動向に注視しながら、物価高騰による影響が保護者の負担とならないよう、努力してまいりたいと考えております。

給食費の無料化につきましては、議員お話のとおり、令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症対策の町独自支援策として、学校給食費臨時補助事業を実施させていただき、本年度は、町独自支援策第5弾として、6月、7月、9月、10月の4か月間、学校給食費臨時補助事業を実施しているところでございます。

11月以降、第7弾として実施できないかとお尋ねでございますが、感染状況や社会情勢の動向を見極め、町の財政状況を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような、国・県の補助制度を最大限に活用し、より効果的な支援策を町民の皆様に御提供できるよう、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、③介護・保育等、福祉施設への支援についてお答え申し上げます。

上里町では、令和2年度にコロナ対策の町独自支援事業として、医療・福祉・中小事業者への事業継続支援に着目し、医療・福祉関係事業者応援事業として給付金を支給いたしました。

その後、保育等の施設に対しては、対象施設である民間保育所等や放課後児童クラブなどは、子どものための教育・保育給付交付金や子ども・子育て支援交付金により、国・県より交付される負担金や補助金による支援を実施いたしました。

また、コロナ禍における感染症対策として、マスクや消毒液など、通常より増してかかる経費（かかり増し経費）等に対して、国や県の補助金等を活用し補助するなど、施設運営の安定化を図る支援を行っています。

一方、障害者福祉サービス事業所に対しては、感染機会を減らしながら、必要な障害福祉サービスを継続して提供していただくため、県予算の範囲内ではありますが、事業所の消毒・清掃費用、衛生・防護用品の購入費用、一定の要件に該当する自費検査費用などの必要経費を対象とした新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金を交付しています。

さらに、介護保険事業所に対しては、国による介護職員処遇改善支援補助金の交付や、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を踏まえた令和4年度介護報酬改定が行われ、令和4年10月以降について、介護職員の収入を月額9,000円相当の3%程度引き上げる介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されるなどの職員への処遇改善支援が行われます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束もロシアとウクライナの問題解決も全く先

が見えず、円安傾向による物価上昇の影響はしばらく続くと思われ、原油価格や物価高騰等の影響を受けている町内の福祉施設等を支援していくことは、町が安定的な福祉行政を実施していく上で非常に重要であると考えております。

今後につきましても、感染状況や社会情勢の動向を見極めつつ、町の財政状況を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のような、国・県の補助制度を最大限に活用し、より効果的な事業所支援策が御提供できるよう、引き続き検討してまいります。

続きまして、1、物価高騰から町民の暮らしを守る対策についてのうち、④相談しやすい生活保護申請についての御質問にお答え申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が依然として続く中、ロシアによるウクライナ侵略などの影響により、原油や穀物等を筆頭とした物価の高騰は、様々な面で町民の生活にも深刻な影響を与えています。

このような経済状況の中、生活困窮者が増加していくことは近く想定されることであり、今後においては、生活保護の相談・申請についても増加していくことが考えられます。

町では、住民からの相談を受け、実際に生活保護の申請を進める当たり、申請者の生活状況、収入、預貯金等、詳細な聞き取りを行っております。その中には、申請者の家族構成も含まれ、申請者に家族等がいる場合は、その後、家族等からの扶養が可能であるかの扶養照会が実施される場合があります。

家族等への扶養照会については、生活保護の支給決定における実施主体である埼玉県北部福祉事務所が行っており、生活保護問答集等の規程に沿って実施しておりますが、当該家族等が高齢者である場合や、家族による虐待等の経緯がある場合など、扶養義務の履行が実施できない場合には、扶養照会を行わないとのこととなります。

生活保護の申請について、その多くは町が第一の窓口となります。申請者は、生活困窮をはじめとして様々な問題を抱えており、町では、申請者それぞれが抱えている問題を時間をかけて傾聴し、また、前述のように申請者が扶養照会を拒んでいる場合においては、その理由について本人から丁寧な聞き取りを行い、埼玉県北部福祉事務所と連携し、適切な生活保護の申請に結びつけております。今後においても、情報交換等これまで以上の連携強化を図ってまいります。

今後、想定される生活困窮者の増加に対し町が求められることは、町が生活相談の信頼できる受皿となり、生活の立て直しから生活保護の申請まで、社会福祉協議会と連携しながら、あらゆる相談に適切に対応していくことであると考えております。

悩んだとき、困ったとき、住民の方々に第一の相談先として上里町役場を思い浮かべていただくためには、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度についてのホームページへの掲載や制

度に関する解説パンフレット等の窓口設置等を実施し、住民に対し広く周知を行うことで、その相談窓口としての役割の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

2、教育の充実についての①小・中学校の教材の個人購入の見直しについて、及び②ドリル等の教材費の無料化の検討状況については、関連しておりますので、併せてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、義務教育は無償でなければならないと憲法で規定されており、文部科学省「義務教育費に係る経費負担の在り方について」においてもそのように示されております。また、同時に、「児童・生徒個人の用に供する教材については、義務教育無償の原則に触れるものではないと解されているため、必要な範囲で家計の負担を求める」とも示されております。

そのようなことから、個人が使用するドリルなどについては、無料化とはならず個人負担となっておりますが、必要な範囲であること、さらに、保護者の過度な負担とならないよう、それぞれ各小・中学校で工夫しております。

具体的には、購入する教材や教具を精選し、使用しやすく、かつ低価格のものを選ぶ。この選定については、かなりの時間を要しておると思います。また、ファイル等は学校で一括購入し、大量に買うことにより単価を抑えております。それから、そろばんや画板など、学校で用意しているものを使用する。そのような工夫をしております。

また、先ほど議員指摘のありました、竹刀、彫刻刀、ピアニカ等につきましては、かつては中学校で行う剣道の竹刀、個人購入をしていたようですが、現在は選択制になっており、剣道を学習する生徒の竹刀は学校で用意してある竹刀を使用しております。

また、彫刻刀につきましては、学校に学習用として用意してあるのこぎりやきりなどに比べ、小・中学校ともに使用頻度が高いため、彫刻刀については個人購入していただいております。

また、ピアニカにつきましても、単に口をつけるところだけを交換すればいいということではなく、内部等にもだいぶ唾等も入ってしまったりということもあり、衛生的なもの、あるいは精神的なもので、ピアニカについても個人購入になっております。

さらに、議員御指摘のとおり、以前は当たり前のように多くの教材を必要に応じて個人購入していた部分もあったようでございます。ドリルなどについても、費用面よりも活用面を優先していた、当然ですが、使い勝手がいいものは高い、現在の生活もそうですが、便利はお金で



買えるというような形になっております。便利なもの、使いやすいものは高価なものになっておりますので、保護者負担を考えながら、低価格でさらに教育効果が上がるものということで、この購入については随分考えていると思います。

近年は、感染症拡大に伴い、経済的に厳しい御家庭があることも踏まえ、教育効果と保護者負担を考慮しながら、必要な教材を精選し購入しております。

さらには、SDGsの基本理念を踏まえ、可能な限り再利用が可能かどうかなど、資源を有効活用するよう心がけております。今後も引き続き教材費の一部負担については前向きに研究してまいりたいと思います。

続きまして、③校則と制服見直しの検討状況についてお答え申し上げます。

初めに、校則の見直しについてです。

埼玉県から令和3年6月に「校則の見直し等に関する取組事例について」、続いて、9月には「令和3年度校則の点検・見直しの継続的取組について」の通知が出され、各学校では、改めて校則の点検・見直しについて継続的に取り組んでおります。

また、この通知にかかわらず、町内の中学校では、毎年、生徒や保護者、地域の方々からの声や御意見をいただき、点検・見直しを行っております。

本年度、町内中学校の主な変更点、校則の変更点ですが、次のとおりでございます。

髪型ですが、ツーブロックやパーマなどの髪型についての校則を簡略化いたしました。また、下着については、「シャツは白色でワンポイントまで」という記載を「華美にならず、見えなないように着用」と変更いたしました。夏はワイシャツで、下着の色が写ってしまう等々の配慮から、白のワイシャツを着るから白色のというふうな規定があったものかと思います。また、制服の見直しについてですが、女子のスカートについては、「スカート」以外に「ズボン」「スラックス」を可能といたしました。これは、2年ほど前のことですが。ただし、スカートをズボン、スラックスも可にしたから、この問題はそれで終わりということではなく、引き続きLGBTQ、あるいはジェンダーレス等について、さらに検討が必要と考えております。

中学校の制服につきましては、それぞれ2つの中学校が、創設以来、変わらないデザインでもありますが、先ほども申しましたように、LGBTQ、あるいはジェンダーレス等への配慮もすべきだという全国的に上がっている声も踏まえながら、それぞれの学校において、生徒や保護者、地域の方々の御意見を聞きながら、慎重に検討していかなければと考えております。

基本的には、中学校の制服は各学校の特色化ということで、教育委員会が主導して決めるものではないというふうにありますので、今現在、各学校の校長先生に問題提起をしながら、各学校のほうで慎重に進める準備をしているところかと思っております。

また、先日、教師に向けた生徒指導に関するガイドブック「生徒指導提要」が12年ぶりに改

訂されるというニュースが入りました。この「生徒指導提要」も公表され次第、参考にしたいと考えております。

続きまして、④部活動の見直しの方向性についてにお答え申し上げます。

高橋勝利議員への答弁と重複する部分もあるかと思いますが、御了承ください。

部活動は、学習指導要領にも述べられておるように、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、各部の顧問の指導の下、学校教育の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適正、興味・関心に応じた活動を通じて、技能や知識の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義があるものです。

また、生徒が学級や学年の枠を超えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、部顧問との関係や同学年の仲間、あるいは先輩、後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動です。

一方で、大会やコンクール等に向けた過度な練習による生徒の肉体的、精神的負担による健康や学業への影響、教員の多忙化、負担の増大等が指摘されていることも承知しております。

そのような中、令和4年6月に、スポーツ庁より部活動の地域移行についての提言がなされました。スポーツ庁より年度内に推進計画が示され、それを基に県が推進計画を策定し、その後、本町においても推進計画を策定することとなっております。したがって、現時点では、まだスポーツ庁からの推進計画も示されていない状況です。

そのようなことから、現段階では「スポーツ少年団」「スポーツ協会」に、今後、協力をお願いするかもしれません、程度しかお伝えできておりません。県内の動向を注視し、県教育委員会から発出される推進計画を待って対応していきたいと考えております。

続きまして、⑤生命（いのち）の安全教育に包括的性教育を位置づけることについてにお答え申し上げます。

令和2年6月に、政府の性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進するため決定された性犯罪・性暴力対策の強化の方針、これに基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命（いのち）の安全教育のための教材及び指導の手引が作成されました。

上里町の各学校においても、生命（いのち）の教育につきましては、手引作成以前より行っているところです。指導の手引に示されている生命（いのち）の安全教育の趣旨や目標を踏まえ、発達段階に応じ指導を進めてまいります。

指導者につきましては、指導内容や学校の状況に応じて、担任が、あるいは保健体育科の教員、これは保健体育の授業ですね、あるいは養護教諭、場合によっては外部講師の活用も含め、

児童・生徒にとって、より分かりやすく学習できるよう検討してまいります。

議員ご指摘の生殖器官や妊娠についての知識だけでなく、人権尊重、性犯罪、性暴力の防止なども含めた包括的性教育の位置づけにつきましては、国や県の動向を踏まえ、適切に判断してまいります。

今後とも、児童・生徒が生命の尊さを学び、性犯罪に巻き込まれない力を育成し、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命（いのち）を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけていけるよう、各学校に指導してまいります。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

それでは、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、物価高騰から町民の暮らしを守る対策なんですけれども、2日のときの同僚議員の質問、5名質問する中で、2名の方が、いわゆる全町民を対象とした支援策に触れて、内容は違ってもそういう触れ方をしていたと思います。それで、水道料金のこともありますけれども、水道料金というのは、やっぱり誰もが、全ての町民が、事業所も含めて使っていて、一部軽減についての恩恵を受けているという。今、物価上昇で、賃金が上がらない中でどんどん上がっていくわけですので、可処分所得がどんどん減っていく、こういう下で、全ての家庭が苦しい、今までよりも苦しい状況に陥って、それが長引いている中だと思います。

町長は、地域経済の発展という観点からいくと、幅広くお配りするのはあまり効果的じゃないので効果的なキャッシュレス決済を取り入れていますということでもありますけれども、キャッシュレス決済は今回で2回目なんですね。それで、確かに、最大30%のプレミアムポイントがついて、今回は1人当たり1万2,000円、そこまで付与するというので、キャッシュレス決済に慣れている人は非常に喜んで使えると思います。

しかしながら、限られているんですね。本当に困っている人たちがキャッシュレス決済を使えるかということ、なかなかそういうふうになっていない。そういう意味で、幅広く、どなたでも使えるというのがこのクーポン券、1人当たりにお配りしていく、3家族であれば、掛ける3でお配りするという、これが平等的な、そしてそれを使って地域で買物をするわけですから、経済効果としては、あると思うんですよ。

それで、町長は財源的にとおっしゃいましたけれども、例えば、1万3,000人ぐらいですので、3,000円でやれば3,900万円、5,000円で配っても6,500万円です。だから、効果

的であるかどうかやってもらいたいなと思うんですよ。結構、埼玉県では、同じ自治体で繰り返しこの事業に取り組んでいたりしているところもありますので、検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員から地域応援クーポン券等の御提案がございました。

物価高騰につきましても、なかなか予測がつかない状況で、これからどうなるかというところもあるんですが、全町民に行き渡る制度と、あと経済効果、費用対効果、そういったものを見極めて、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） クーポン券を購入するという対策も以前やりましたけれども、それもやはり買える人じゃないと使えない。しかし、地域クーポン券で等しく配るところでは、生活困窮者も含めて全ての町民を支援するという、今、この物価高騰で苦しんでいる町民にとっては、全てに行き渡る対策というのが非常に大事じゃないかなというふうに思います。

検討していただけるということなので、それは是非検討していただきたいんですけれども、水道料金についても10月から値上げされます。たまたまそこに充てて一部減免が行われるので助かるわけなんですけれども、その後についても、今の10月からさらに何品目も上がるという報道がされている下で、見極めながら、継続を是非検討していただきたいと思っておりますけれども、そのことについてお尋ねします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

今までの答弁でも述べましたが、財源の確保というのが、水道料金も継続したいところではありますが、一応、2月まで4か月間やっておりますので、その先についても、令和5年度になるかもしれませんが、そういったところを見極めながら、水道料金等の継続性を検討していきたいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ②の学校給食でありますけれども、やはり、毎月食材の見積り合わせをやっていく中で、一部を冷凍食品に切り替えるという先ほどの答弁がありました。私は、

やっぱり、冷凍食品、今もまだ入っているんですけども、それを本来であればなくして、100%手作りの給食にしてもらいたいなと思っているところなんです。それがさらに一部冷凍食品に切り替えるということは、やっぱり子どもたちの給食の質が低下するんじゃないかなというふうに思うところです。

それで、考え方としては、町長とすれば、保護者の負担とならないように、本庄市と協議しながら、1食当たりの単価が上がったときには検討するという考えを示していただいたので、大変ありがたいというふうに思っているわけなんですけれども、やはり質を落とさないという点についても、もう少し力を入れていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員に申し上げます。

答弁者は、教育長でよろしいですか、町長ですか。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 内容的には教育長なんですけれども、財源のところでは町長になるんです。冷凍食品に切り替えると言ったのは、町長が答弁していただいたので、町長にお願いいたします。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の学校給食の食材についての御質問にお答え申し上げます。

1つの例としまして、1食当たりの単価を引き下げる方法としまして、スライス入りのコッペパンのスライスをやめると2円安くなるとか、ハムカツなど、加工品を買わず手作りにすることにより価格を抑えるということではありますが、先ほどの冷凍食品の関係であります。地元の食材を使うということでは、例えば、小松菜、大根、白菜、ネギ、ブロッコリーなどを使用しています。露地野菜等も気候や災害時の影響を受ける場合もあり、作付の時期の関係もございまして、地元の食材のみを利用することはなかなかできませんが、優先して購入するように努めております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 先ほど、一部冷凍食品を入れるなどして価格変動に努めていくという答弁をされたと思うんですね。私は、やはり、冷凍食品はなるべく使用しないで、100%手作りで、地産地消が重要ですけども、上里町で全部そろわないわけはない、だから優先順位としては、上里町、上里町でそろわない場合は埼玉県内、深谷とか本庄市を含めていっぱいありますよね、それで駄目なときは、国産、群馬県も含めて、なるべくそういう身近なもので、子ど

もたちにおいしい給食で栄養価のあるものであるというふうに思っているんですけども、価格を調整する、毎月見積り合わせをする中で、一部を冷凍食品に切り替えていくといった部分がちょっと気になったので、そういうような、質が落ちるようなことはやめて、今までを継続しながら、より安全でいいものというふうに考えた上で、1食分の単価が足りないのであれば公費負担で賄ってもらいたいという考えなんですけれども、どうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の給食に関する御質問にお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、食材としては地産地消ということでありまして、一部に価格変動の少ない冷凍食材を入れるなど、価格を抑える工夫をしておるということでありまして、また、ちょっと私ごとなんですけれども、私、冷凍食品の民間会社に勤めていたことがありまして、食材については、大変品質がよくなっているということと理解しておりますので、冷凍食品がよくないというのは、ちょっと、品質が悪いとか食材として適当でないというのは、ちょっと、もう少し検討していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私は100%手作りのもので提供してほしいという考え方を持っています。ですので、食事の内容を落とさないというのが基本だと思いますので、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問で、沓澤議員のおっしゃるように、食事の質を落とさないということでありましたら、そういったところの価格についても、できるだけ負担にならないような価格を抑える努力をするとともに、品質についても、できるだけ沓澤議員の御意見を取り入れて、本庄学校給食組合の中で議論していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 学校給食が10月で無料化が1回おしまいになります。この間、3回にわたって無料化を実施していただいて、合わせて14か月になるわけなんですけれども、最後の第5弾の単価で計算しましたら、11か月無料にすると、1億、本当にちょっと、その前の4

か月の実施のときで、割り出して計算しましたら1億行かなかったんですね。9,700万で無料ができる。

こういうことが分りますと、本庄市の市民たちも、今、本当に大変な、同じように全国大変な中で暮らしていて、本庄市なんか学校給食の滞納が非常に、上里を上回る厳しい状況だというふうに考えています。

ですので、本来であれば町長は給食を無料にしたいと、だけれども、本庄市と一緒にやっているので歩調を合わせなければいけないと、ですので、本庄市自体も、この物価高でコロナが続いている中で、上里町が特別対策として継続することを「そりゃ駄目だよ」とは言わないと思うんですね。

ですので、それを続けながら、本庄市にもやっぱり変わってもらえるように努力するという考えはどうでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の給食に関する再質問にお答え申し上げます。

沓澤議員も御存じだと思うんですが、本庄学校給食組合は、管理者が1名、それから副管理者が私と本庄市の副市長、3人でやっているわけですが、まだその辺の、新しい副管理者になりまして、そういった意味でのまだ意見交換されていないので、そういったことも含めて、今後、その議論の管理者会議がありますので、そういったところも含めて、上里からこういう考えだけれどもという話を一度説明したいと思っております。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 是非、交流していただいて、一緒に無料化に一步踏み出していただきたいんですけども、その間、今、最も物価高が、これからまたさらに上がりますよと報道されている下での上里町での特別対策の継続、是非答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 学校給食費の無償については、先ほど答弁しましたように、4か月ですね、臨時の給食をやっておりますが、先ほど言いましたように、今後の物価高騰を含めた中での状況の見極めが非常に厳しいというところと財源との絡み、そういったものを含めて、様子を見ながら見極めていきたいと思っております。この辺は、財源の中でやれるところと、物価高騰、そういったもの、皆さんが年を越せるような対応もしなくちゃならない、そういったことも含めて総合的に判断させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） ④の相談しやすい生活保護申請についてお尋ねしたいと思います。

僅かですけれども、保護世帯が上里も増加傾向になってきています。圧倒的に高齢者世帯が多いのは以前からだったんですけれども、とにかく一時的な給付、でもそれを使ってしまうと、苦しいのは変わらない、そこから抜け出せない状況の中でありますので、やはり常に大変な暮らしの中にいる人は、今後ますます生活保護の申請が増えていくだろうなというふうに思います。

社会福祉協議会の貸付けも繰り返し行っていただいていたけれども、結局は、借りたら返す、免除制度も残っていますけれども、そういうことになってくると思います。

町の町民福祉課におきましては、かなり相談に応じてきてくれていると承知しています。このことが私はすごく大事で、1回相談してすぐに保護に結びつかなくても、こういうときになったらまた相談に来なさいというふうに言ってもらっただけでも、希望というかそういうのもあるんじゃないかなというふうに思います。

それで、私は、特に、年金が今2年連続で下がってきている下で、年金で何とかつつましくやりくりしていた人も、もうどうにもならないという人がいると思うんですよ。だから、生活保護費というのは、丸々もらわないと申請しちゃ駄目ということではなくて、不足部分を補うということでもあるわけですから、独りで暮らす人の上里町における生活保護費はこうなんですよと、家族が増えるとプラスこうなんですよと、分かりやすく表示をしたり、PRしたり、そういうことが必要だと思います。本当に困っているのに来ていない人が多いんだと思うんですよ。そこをお願いしたい、それと同時に、先進地ではやっているポスターですね、気軽に相談してくださいと、そういうことを呼びかけるのがすごく大事だというふうに思っています。

町長もすごくいいことをいっぱい言っていただいて、町が第一の窓口だと、丁寧に聞いていくと、傾聴していくと、このことがやっぱり町民がすごく救われる第一歩だと思うんですよ。ですので、本当に気軽に相談に来られるということ、そういう目で見える、私の年金は全然足りていないんだ、ちょっと相談に行けるんだと思えるような、そういうことが大事じゃないかなというふうに思いますので、ポスターの掲示とかについて、どうでしょうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。



物価高騰の中で、今、65歳以上の方の年金がちょっと厳しいという話の中でも、1世帯当たり5,000円の電気料金の補助をやっている状況もあります。そういった制度も、確かに、沓澤議員のおっしゃられるように、生活保護制度を知らない方もいると思うので、先ほども言いましたように、住民の方々の第一の相談役、町が駆け込み寺でもいいと思うんですよ。そういった中で、是非、町の役場を利用したり、先日、社協へ行ったら、社協の相談窓口でいろいろきめ細かく相談を受けている方もいらっしゃいました。そういった意味で、是非利用していただくよう、ポスターか、そういったところも含めて、広報活動をしっかりやっていただくように進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 時間がないので、教育の充実について、何点かお願いしたいと思えます。

教材と学級費については、分かりました。しかしながら、まだまだ細かく点検していくことが必要だと思うんです。私も、衛生面、そうかとか思ったりする部分もありましたけれども、一つ一つ洗い出すためにも、きちんと、お願いしたわけなんですけれども、先生たちも忙しいので、すぐには出せないということでありましたけれども、何年生の時期は何を購入しているのかとか、そのうちのこんな部分までは要らないんじゃないかとか、そういうふうに、一つ一つ、そして、共同で使って大事に使うという、そういうことも大事な教育の一つだと思いますので、なるべく共同で使えるものは購入しなくて済むようにしていただく、と同時に、やはり、個人に要するものは負担してもいいんだよという、でも、個人に要するといっても、教育の一環として、何年生になると同じように使っていくものというのは、全ての子どもたちが同じように教材として必要とするものですので、やはり、できれば無償化、これは前回の町長の答弁でも、「貧困対策として教材費とか給食以外にも支援する方法はあるかなと思いました」と答弁していただいているんですよ。

それというのは、約1,749万円で、全ての子どもたちの教材費が無料にできるというのは、町長は、すぐにでもできるんじゃないかというふうに思っただけの答弁じゃないかなというふうに私は思ったんですよ。

ですので、精査しながら、やはりそれを共同にするものはする、そして減っていけばもっとこの金額は落とせるわけですから、教材費を無料に持っていくということについて、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

保護者負担の教材費につきましては、確かに保護者の負担軽減ということを考えて、私も学校現場も、極力少なければ少ないほうがいいと思うのは当然でございますが、本来ですと教科書だけで必要最小限のことは授業できますが、やはり子どもたちに目に見えて、そしてより効果的な教育をするためには、どうしてもお金がかかってしまうんだなということは理解していただけたらと思います。そういう中で、いろいろ苦勞しながら努力して負担を軽減できるようにというように考えております。

例えば、保護者からいただいた学級費につきましては、年度終わりに会計報告をして、こういうものに使いましたということ報告させていただいています。さらに、中学校につきましては、1年生で残金が出たものにつきましては2年生に送る、2年でさらに残金が出たものは3年に送るということで、学年が上がるに従って集金の額も減ってきているということも理解していただけたらと思います。

そういう意味で、議員の皆様方というか、こういうものに個人で使っているよということで、例えば夏休みに持ち帰るアサガオのキットですね、あとはミニトマトとか、ああいうものは個人で購入してもらっています。一番分かりやすいのは、学校の学級の花壇、クラスの花壇でやはり野菜等を育てて、こういうふうに、やっぱり今の子どもたちというのは、スーパーに並んでいる野菜だけを見て、どういような状況でその実がなっているのかということなかなか知らないというのがありますので、学級の花壇で育てて成長して実がつくのを学ぶ、こういうものについては、全体で集めたお金を使わせていただいて、学級個々によって、やっぱり育てるものも違いますし、花を育てたりとかというので、いろいろなところで有効活用させていただくということで、本当に大事なお金を集めさせていただきますので、子どもたちに教育効果が本当に上がるよう、学校のほうも考えながら慎重に使わせていただいております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 学校が慎重に精査して購入して子どもたちのためにといい、それは分っています。分かっているつもりです。こんな僅かな部分を保護者の負担にしなくてもいいんじゃないかという立場ですので、学校の教育そのものを否定しているわけではありませぬので。

それと、③ですけれども、点検もそこそこ行ってきたということでもあります。こうしたところに、どのような協議の結果、子どもたちの声をどのように聞いて反映してきたのか、お聞き

したいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の再質問にお答えします。

校則につきましては、基本的に、私も学校の教員をやっていたものですから、校則は生徒が決めるものではなく、学校運営として学校が決めるものです。中学校・高校は生徒会があって、生徒会則については生徒が協議して決めるものであるということで、そこは明確に線を引いて、校則についても、生徒が決められるんだということではないというふうに私は理解しております。

ただ、子どもたちから、こうしてもらいたい、ああしてもらいたい、これはおかしいんじゃないかという要望については随時受け付けております。今、町内の中学校においても、生徒会があって、生徒総会があって、個人の考えをまずは学級会で取り上げたい、そして、必要ならば生徒会、本部のほうに取り上げ、そして、生徒の大多数の声として、学校に上げるというような流れの中で校則については考えております。それと同時に、教員も、これは今の時代では要らないんじゃないのかということで、生徒の声を聞くのとは別のところで教員自身も検討を行っておるところでございます。

また、制服につきましても、変える変えないのところから議論しなくてはいけなくて、なかなか、一度変えたら、じゃまた3年、5年後に変えますよというわけにはいかないと思います。そういう意味で、長期的な流れ、せめて制服を変えたならば20年、30年は同じものでいくということでもありますので、そういう意味では、今、全国的に制服が変わっているという流れがあるから、じゃそれに乗っかって変えようと、そういうものでもないと思いますので、じっくりと、あとはいろいろな業者さん等の関係もありますし、いろいろな方面から検討して、よりよい形で、子どもたちが安心して学校に通えるように、そんなところで考えていけたらなというふうに考えております。そのようなことでは、2人の校長先生と意見交換をしておるところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 校則については、要望を受け止めながら、教員たちが中心として変えてきたということでもありますけれども、変えた中身について、どのように生徒や保護者に伝わっているのかなって。生徒手帳をもらって、それは3年間使うと思いますので、変更したときにはどうしているんでしょうか。毎年、生徒手帳はもらえるんでしょうか。

ここが変わりましたよということが分かるように生徒のほうにはお知らせしているのでしょうか。そのことについてお願いします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤議員の再質問にお答えします。

まず、生徒手帳につきましては、年間のカレンダー等も載っていますので、毎年毎年、子どもたちに配布しております。また、校則が変わったものにつきましては、生徒手帳配布時というだけでなく、変わったところで生徒に担任のほうから説明して、場合によっては保護者にも通知等でお知らせするというふうになっているとは思いますが。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 制服につきましては、私もころころ変えるものではないと思いますがけれども、やはり気候があまりにも変わってきて、暑苦しかったり、そういう部分と、やっぱりジェンダーレスということは重要な観点ですので、やはりいつまでも、じゃじっくりと検討じっくりと検討というんじゃなくて、やはり、どのぐらいをめどにということが必要だと思いますので、その点についてお聞きします。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の再質問にお答えします。

いつまでに決めるというふうなところで、期限をある程度設けるということは、制服を変えますよという、ある程度、変える変えないについて議論はするんですが、まだそれを公にいつまでに検討しますということはやっぱり言える段階ではありません。まだその前の段階でございます。ジェンダーレスにつきましても、本当に、究極な場合、これは本当に自分の個人的な考えですが、ジェンダーレスを本当に考えるんだったら制服は廃止なんだろうなと思っておりますが、だからといって制服を廃止にするでいいんだろうかと、やっぱり自分自身の疑問もあります。いろんな方面から検討しなくてはいけない、本当に大事な問題ですので、まだ今の段階ではいつまでということとは言えない状態です。

また、気温等に応じてということで、昔は、私たちが中学時代は考えられなかったんですが、今は、体操服、ハーフパンツ、半そで体操服ですね、ジャージ登校も今認めておりまして、今日あたりも、中学生ほとんどがハーフパンツ、それから半そでの体操服ということで、必ずしも制服を着て登校しなくてはいけないということではなく、これは夏季のバリエーションの一

部なんです、というような形で、子どもたちの健康状況に応じた適切な服装でということ、だいたい学校のほうも子どもたちの健康を考えた服装指導もしてくれているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 時間がないので、最後に、生命の安全教育なんですけれども、これといって、ここの時間で学習しなさいということはないようなんですね。やはり、だけれども、文科省もいろんなものをプラスして教材として使ってやっていいですよということも言っていると思います。私もいろいろ調べて、秋田県などは、非常に若い、20代未満の人工中絶が多くて、2000年ぐらいからこの教育に取り組んだところ、がががと減ってきたという、そういうこともありました。ですので、いかに正しい教育が子どもたちの健康を守っていくかということの一つでもあるなというふうに思います。

上里町においても、担任、保健体育の先生、養護の先生、また外部からも講師を招いてということがありましたので、やはり、どの学年でも漏れなくそうした8項目に及ぶ世界的な包括的教育を実施していけるかということが重要になってくるのかなというふうに思います。

先進的な、そうした秋田県の例なども参考としては調べてみるのもいいんじゃないかなというふうに思ったりしますし、埼玉大学の渡辺大輔先生なんかも、包括的性教育とは何かということで講演したりしていますので、そうした外部の講師を、まずは教員の皆さんにも聞いていただくなどの機会を持って、上里町の若い子どもたちが、自分の体を自分で守ったり、そのことによって相手のことも理解して大事にするという、そういう大人に成長できるような機会としてすごく大事だと捉えていますので、お願いしたいというふうに思いますけれども、どのようにスタートを切っていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の再質問、生命の安全教育、包括的性教育についてお答え申し上げます。

性教育というだけでなく、性被害に遭わない、あるいは、望まない妊娠等も含めまして、性教育という分野以上に人権に関わる内容ですので、人権教育のほうで、本当にその辺はしっかり重きを置いて取り組んでおるところでございます。中学生・高校生にもなりますと、今度は逆にデートDVがあったりとか、やはりお互いに思いやりの気持ちを大切にする、自分と同じように相手も思いやって大事にする、そういうことの必要性、大切さ、こういうものをしっか

りと教えているわけですが、先ほども申しましたように、生徒指導提要、これが12年ぶりに新しく改訂されるということですので、逆に、今まではそういうものがなかったものですから、意外とここでこういうことをやりましたよやりましたよということは、今までも今も各先生方やっただいていてるんですが、それが生徒指導提要ができることによって、こういうことをやるのが当たり前なんだ、共通認識として生徒指導提要を活用して、当然やっていいんだというふうにしかりと子どもたちの指導に生かしていきたいなというふうに考えております。

ということで、今現在は、指導要領等にもないものをやりなさいと強くもなかなか言えない状態があったということで、それぞれの状況、場面場面で、各先生方、教材を取り上げたり、いろんなところで子どもたちに指導していただいた、それが今度は明確に共通認識としてやりなさいということで、より、そういう意味では包括的性教育、やりやすい状況になったなというふうに考えております。

以上です。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

---

◇

## ◎散 会

○議長（黛 浩之君） 本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時54分散会